

「人と人のつながりから生まれる地域づくり」を目指して

第4期

毛呂山町地域福祉計画 毛呂山町地域福祉活動計画



平成 30 (2018) 年 3 月

毛 呂 山 町

毛呂山町社会福祉協議会

あ い さ つ

近年の地域社会は、急速に進む少子高齢化、核家族化、生活スタイルの多様化等により、地域住民の抱える課題が複雑化しているのが現状でございます。このような状況下で、市町村においては経済的な意味だけにとどまらない生活困窮者への対策、自分から支援を求めることができない人や世帯への対応、世帯の中での課題の複合化等の様々な生活課題に直面しているということでもあります。

私たちのまわりの生活を見てみるとパソコンや携帯電話、テレビ等での情報提供の普及とともに、人同士、近所付き合いでの会話が少なくなっているように思えます。このような状況を少しでも緩和できるように、地域でのコミュニケーション力を高め、人と人の絆を改めて構築していけるような施策を実施していくことが重要であります。これからの地域社会においては、住民それぞれが自分らしさを活かしながら「地域の福祉は、自分ごと」と思える意識を高めていくことが大切であると考えます。

毛呂山町では、この第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、福祉行政の推進を図るとともに、住民の皆様と地域共生社会の実現を目指しながら、生活課題の対応に努めてまいります。これからもご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

むすびに、本計画策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査協力等による、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの住民の皆様や福祉関係者の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

毛呂山町長 井上健次

あ い さ つ

毛呂山町社会福祉協議会では、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念であります「人と人のつながりから生まれる地域づくり」を実現するため地域福祉を担う人材の養成をはじめ、さまざまな事業を実践してまいりました。

第3期計画の実施につきましては、町行政をはじめ、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、そして多くのボランティアの皆様のご協力により一定の成果をあげることができましたが、全ての地域課題の解決に至っていないのが現状です。

今日、地域では住民相互のつながりの希薄化、生活困窮、少子高齢化等の問題により、複合的な課題を抱える世帯への支援や見守り活動のさらなる推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ新たな課題への対応を図っていくために、毛呂山町の地域福祉計画と連携した「第4期毛呂山町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は住民一人ひとりが地域福祉の主役と考え、支え合いの仕組みづくり・住民主体の地域づくりを推進していくための具体的取組みを明記した計画となっております。

本計画の実施にあたり、住民の皆様が地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことを目指し、さらなる地域福祉活動の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたりご尽力いただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました関係者の皆様、そしてご意見を頂きました住民の皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

平成30年3月

社会福祉法人 毛呂山町社会福祉協議会
会 長 吉 田 勝 美

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 重層的な福祉圏域の設定	5
第2節 福祉のまちづくりに向けたこれまでの歩みとこれからの課題	6
1 これまでの歩み（第3期計画までの主な成果）	6
2 これからの課題（第4期計画の課題と重点施策）	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 計画の基本理念	10
2 3つの基本目標	11
3 施策の体系	13
第3章 具体的な取組	15
基本目標1 地域力を育む基盤づくり	16
1-1 福祉教育の推進	16
1-2 地域福祉活動の核となる人材の育成	19
1-3 地域における交流の場づくり、世代間交流の促進	22
基本目標2 みんなで支える地域づくり	24
2-1 総合相談支援体制の整備	24
2-2 多職種の横断的連携によるまちづくり	28
2-3 福祉ニーズに対応する支え合い活動の創造	30
基本目標3 安心して住み続けられる地域づくり	33
3-1 災害時における支援体制の整備	33
3-2 権利擁護の推進	36
3-3 福祉に関する情報提供の充実	39
第4章 計画推進のために	41
1 PDCAサイクルによる評価の実施	42
2 連携体制の強化	43
3 推進体制の強化	43
資料編	45
資料1 地域福祉をめぐる現況	46

1	人口及び世帯.....	46
2	年齢別人口.....	47
3	福祉ニーズを有する住民の状況.....	49
資料2	住民アンケート調査の結果.....	53
1	調査の概要.....	53
2	調査の集計結果.....	54
資料3	策定体制.....	63
資料4	策定経過.....	70
資料5	用語解説.....	71

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成26(2014)年度に「第3期 毛呂山町地域福祉計画・毛呂山町地域福祉活動計画」(以下、「第3期計画」と言います。)を策定し、地域福祉社会の実現を目指して、様々な取組を実施してきました。

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を築こうとする取組であり、住民一人ひとりが地域福祉の主人公です。

この計画は、第3期の成果を踏まえ、町及び社会福祉協議会の施策・事業を効率的に進めるとともに、住民の皆さまが地域福祉活動に関心を持ち、活動に参加していただけるための計画として策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、地域福祉社会の実現に向けて、次の点に留意して策定しました。

- 将来に向けて、福祉の地域づくりの方向を示す計画
- 町と社会福祉協議会が目標を共有し、互いの役割分担が明確な計画
- みんなが地域福祉について考え始める拠り所になる計画
- みんなが親しめる、やさしい言葉^{*}で書かれた計画
- 数値目標を設定し、目標実現までの流れが明確で、進行管理しやすい計画

※この計画で用いている専門用語や事業名のうち、重要なものについては初出ページの中で注釈を設けました。その他については巻末の用語集をご覧ください。

(2) 計画の位置づけ

①地域福祉計画の位置づけ

毛呂山町地域福祉計画は、第五次毛呂山町総合振興計画を踏まえ、地域福祉の推進の理念や方針を明らかにする計画です。

地域福祉推進の主体である住民等が参加することによって、支援を必要とするすべての住民が抱える課題を解決できる地域をつくるために必要なサービスの内容や提供体制等の方向性を示しています。

社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

②地域福祉活動計画の位置づけ

毛呂山町地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、地域において社会福祉に関する活動を行う者と社会福祉を目的とする事業を営業者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。行政計画に対して、具体的な推進項目を定め、事業等により地域福祉の推進を図ります。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会：平成15（2003）年11月）

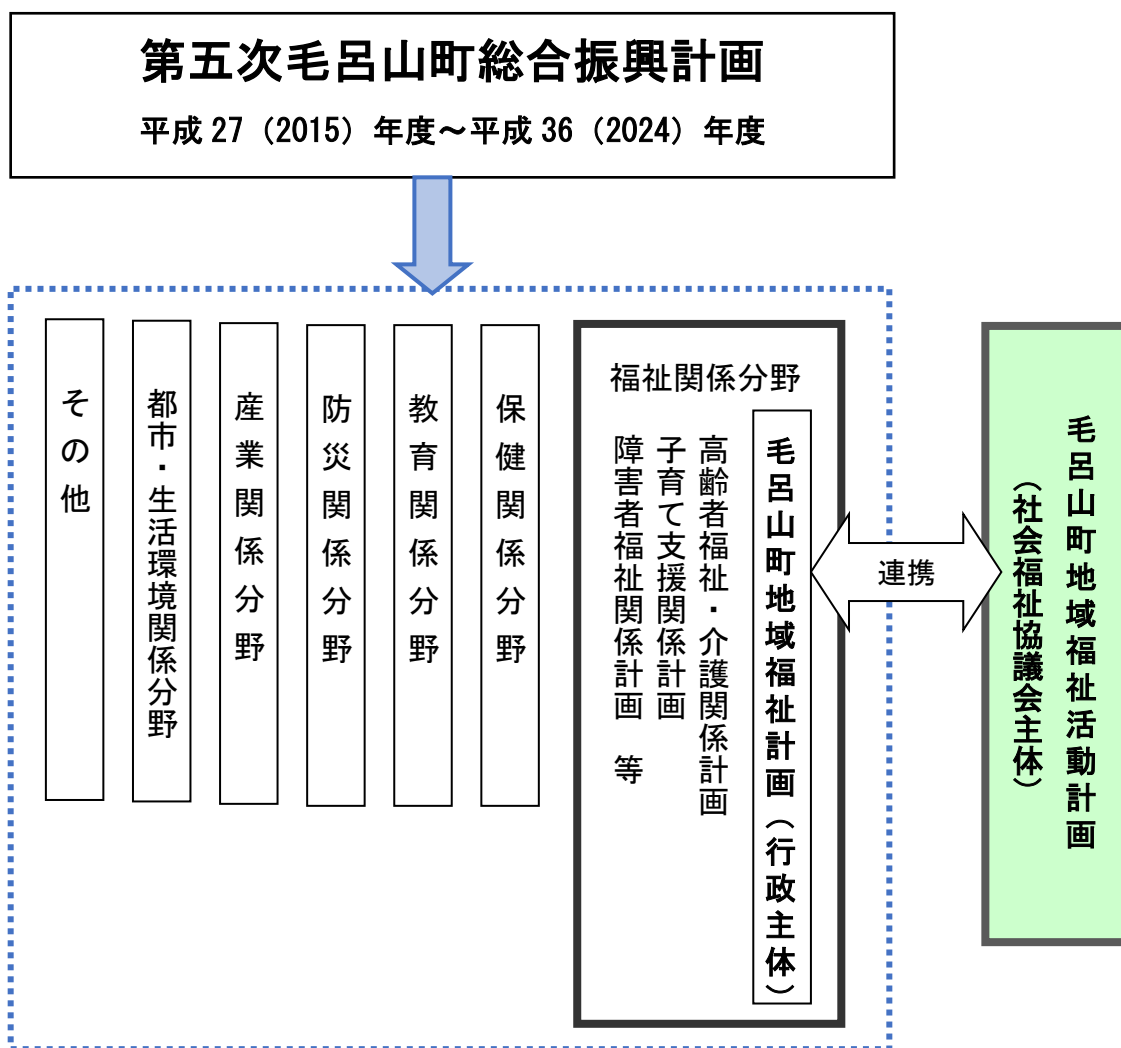
地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だっで行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

この2つの計画は、本町の地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強し合う関係にあることから、この2つの計画を一体の計画として策定しています。

③上位計画及び他計画との関係について

「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第五次毛呂山町総合振興計画を上位計画としているため、総合振興計画のまちづくりの構想に沿った計画として策定します。

また、高齢者福祉や介護、児童福祉、子育て支援、障害福祉などの福祉分野における行政計画及びその他分野における関連計画との整合性・連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標としています。



3 計画の期間

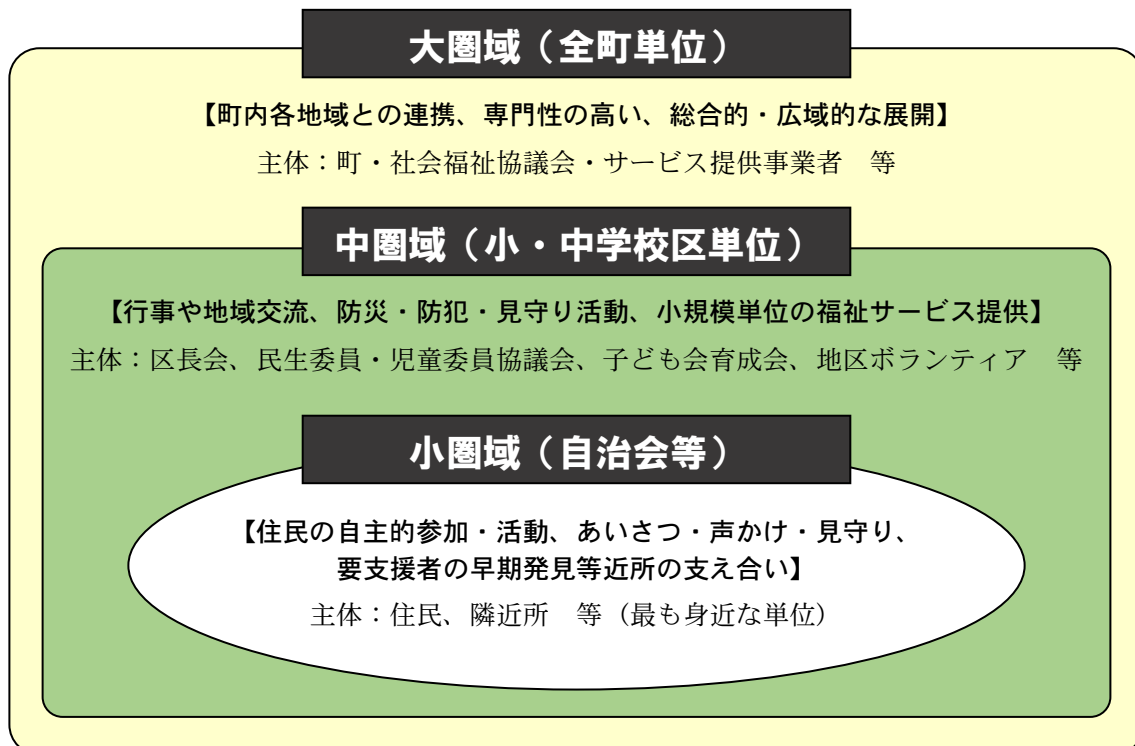
この計画の期間は平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5か年計画です。

4 重層的な福祉圏域の設定

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な仕組みや取組を効率的、効果的に展開するための地域の範囲を示します。

- ①地域福祉におけるきめ細やかな課題把握が容易にできること
- ②住民間において課題に対する関心と共有が得やすいこと
- ③住民参加の可能な範囲であること
- ④住民主体の課題解決に向けた活動が具体的に展開しやすいこと

この4つを基本に、毛呂山町では、「全町単位」、「小・中学校区単位」、「自治会・町内会単位」と重層的に圏域を設定することで、小地域におけるサービス（保健・福祉）の一体的提供やボランティア活動の展開、地域の交流の場づくりや見守りネットワークの構築など、官民協働による地域福祉活動の更なる推進を目指します。



第2節 福祉のまちづくりに向けたこれまでの歩みとこれからの課題

1 これまでの歩み（第3期計画までの主な成果）

(1) 地域福祉を担う“人づくり”が進みました

町では、民生委員・児童委員を対象にした研修会や地域見守りネットワーク事業を推進し、地域における支え合いの担い手の育成を行いました。このことにより、自らSOSを発信することが難しい人も、周囲の住民が気付き、伝えることができるなど、普段の生活での困りごとの情報が得やすくなりました。

一方、社会福祉協議会では、平成23（2011）年度以降、配食ボランティア、福祉教育支援ボランティア、点訳ボランティア、生活支援ボランティアなど、テーマに応じたボランティアの育成を行ってきました。こうしたボランティアが社会福祉協議会の事業に協力することによって、提供できるサービスの数や内容が大幅に拡充されました。

これまでは社会福祉協議会職員が自ら企画・運営することによって各種イベントを実施してきましたが、今後は、企画・運営力のある住民ボランティアを育成することにより、住民自身が地域福祉事業に携わる形態への転換点にさしかかっています。

(2) 身近な地域における“支え合いの仕組みづくり”が始まりました

身近な地域においてゆるやかな見守り活動を普及するため、平成26（2014）年度から「地域ふくしサポーター」の育成を行っており、平成28（2016）年度末現在、14行政区で約120の方が活動をしています。

(3) “住民主体の地域づくり”が始まりました

第4期計画の策定にあたり、5行政区において、住民の方から地域課題についての話をお伺いする「地域懇談会」を開催しました。

これまでは、町や社会福祉協議会事業の説明を行う「地区説明会」という形で行ってきましたが、地域福祉を推進するうえでは、住民が地域の課題について自ら考え、解決に向けた取組を行っていくことが大切です。

本町において、住民と町、社会福祉協議会が共に考え、共に進める地域づくりの取組として「地域懇談会」を開始したことは、第3期計画の大きな成果となっています。

2 これからの課題（第4期計画の課題と重点施策）

(1) 「人づくり」、「支え合いの仕組みづくり」、「住民主体の地域づくり」を、より明確な形で進めること

これまで見てきたように、第3期計画では「人づくり」、「支え合いの仕組みづくり」、「住民主体の地域づくり」に着手したことが大きな成果となっています。

ただし、「支え合いの仕組みづくり」や「住民主体の地域づくり」は、まだ事業に着手したばかりで、明確な成果は得られていません。

第4期計画においては、こうした流れをより明確にすべく各種事業を強化していくことが求められています。

【重点施策】

- 1-1-(1)小中学校を対象にした福祉教育の推進
- 1-2-(1)各種ボランティア養成講座の開催
- 1-2-(4)ボランティア活動活性化のための支援の充実
- 1-3-(1)サロン事業の促進と世代間交流の促進
- 2-3-(3)高齢者困りごと援助サービス事業の充実
- 2-3-(4)新たな支え合いの創出

※「施策の体系」(P.13)から抜粋

(2) 「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくり

本町では、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目途に身近な地域において高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。その際、高齢者のみに限らず、障害者や児童、生活困窮者など、支援を必要とするすべての住民や世帯が抱える課題を解決できる「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりが求められています。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会では、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える人が複数の相談機関に行かなくても総合的に相談・支援を受けることのできるシステムを整備するとともに、地域住民と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出していきける仕組みづくりを進めることが大切です。

【重点施策】

- 2-1-(1) 相談窓口の機能の強化
- 2-3-(3) 高齢者困りごと援助サービス事業の充実
- 2-3-(4) 新たな支え合いの創出

※「施策の体系」(P.13)から抜粋

(3) 地域住民みんなが参加できる環境づくり

地域福祉は、できる人が、できるときに、できることを無理なく進めていくことによって実現します。

地域福祉に関する情報は、福祉に興味のある人や、困りごとを抱えている人だけに届けばよいのではなく、これまで福祉に興味のなかった人も含めて、より多くの人に届くことが大切です。

そのため、町及び社会福祉協議会では、一層の情報提供に努めていきますが、同時に、住民同士で声を掛け合い、伝え合っていくことが大切です。

併せて災害発生時に備え、平常時からの地域安全対策を進めていくこともこれからの地域福祉の重要な課題となっています。

【重点施策】

- 3-1-(1) 平常時からの地域安全対策の推進
- 3-3-(2) 多様な情報媒体の確保
- 3-3-(3) 人から伝わる環境づくり

※「施策の体系」(P.13)から抜粋

(4) 新たな福祉課題への対応

認知症などにより自分では判断できない高齢者等が安心して生活できる地域づくりが求められています。そのため、地域における見守り体制の強化や権利擁護施策の推進が重要な課題となります。

また、生活保護に至る前の段階にある人の自立支援策の強化を図るため、平成27(2015)年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されました。

今後、生活困窮者支援においては、「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりに向けて、生活困窮者が生活上の課題を解決することに加え、地域の一員として社会に参加し、活躍できる環境を整えていくことが地域福祉の課題となっています。

【重点施策】

- 2-1-(5) 生活困窮者等への支援の充実
- 3-2-(3) 権利擁護に関する事業の充実

※「施策の体系」(P.13)から抜粋

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「人と人のつながりから生まれる地域づくり」

近年、少子高齢化や孤立死問題、生活困窮など、私たちの地域の課題は多様化しています。こうした中で、誰もが住み慣れた地域で安心して生活をしていくためには、一人ひとりが地域福祉への関心を高め、住民同士の支え合いを推進していくことが重要です。

こうしたことから、計画の基本理念を「人と人のつながりから生まれる地域づくり」として地域福祉を推進していきます。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
①ふだん、近所の人と「とても親しく付き合っている」、「ある程度親しく付き合っている」人の割合を増やす	38.2%	50%	アンケート調査



2 3つの基本目標

地域・住民を支えていくうえで町や社会福祉協議会、さらに民間事業者や住民相互による様々な支援が必要不可欠です。地域福祉を取り巻く本町の現状や課題を踏まえ、住民一人ひとりが参加・協力し、助け合える仕組みを構築していくため、次の3つの目標を定めます。

基本目標1 地域力を育む基盤づくり

住民が中心となり、身近な地域でのつながりや協働を深めていく地域づくりを目指します。

そのため、幅広い世代での福祉教育を充実させ、福祉活動に携わる人材の発掘・育成に努め、お互いの顔が見える関係性を築いていきます。

〔基本施策〕

- 1-1 福祉教育の推進
- 1-2 地域福祉活動の核となる人材の育成
- 1-3 地域における交流の場づくり、世代間交流の促進

基本目標2 みんなで支える地域づくり

地域福祉活動に誰もが参加できる地域を目指します。

そのため、福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実を図りながら、必要に応じて新たなサービスを創造し、サービスを利用しやすい仕組みを整えます。また、関係機関や団体、企業・学校との連携を深め、みんなで支える地域社会の充実を目指します。

〔基本施策〕

- 2-1 総合相談支援体制の整備
- 2-2 多職種の横断的連携によるまちづくり
- 2-3 福祉ニーズに対応する支え合い活動の創造

基本目標3 安心して住み続けられる地域づくり

誰もが健康で安心して暮らせる地域を目指します。

特に、災害や緊急時における支援体制の整備や、児童・高齢者・障害者等の権利擁護の充実を図ります。

また、地域全体を視野に入れたネットワークづくりを促進し、生活課題の解決に結びつく福祉情報などを容易に取得できる環境整備に努めます。

〔基本施策〕

- 3-1 災害時における支援体制の整備
- 3-2 権利擁護の推進
- 3-3 福祉に関する情報提供の充実



3 施策の体系

太字は重点施策

基本目標	基本施策	施策の内容	頁
基本目標 1 地域力を育む基盤づくり	1-1 福祉教育の推進	(1) 小中学校を対象にした福祉教育の推進	17
		(2) 生涯学習としての福祉教育の推進	17
		(3) 多世代交流による福祉教育の推進	18
	1-2 地域福祉活動の核となる人材の育成	(1) 各種ボランティア養成講座の開催	20
		(2) ボランティアセンターの運営の充実	20
		(3) 住民主体による取組への支援の充実	21
		(4) ボランティア活動活性化のための支援の充実	21
		(5) 地域福祉に関する団体への支援及び育成	21
	1-3 地域における交流の場づくり、世代間交流の促進	(1) サロン事業の促進と世代間交流の促進	23
		(2) 住民交流の拠点の拡大	23
基本目標 2 みんなで支える地域づくり	2-1 総合相談支援体制の整備	(1) 相談窓口の機能の強化	25
		(2) 包括的な相談・支援体制の整備	26
		(3) 積極的な訪問（アウトリーチ）による相談体制の整備	26
		(4) 孤立・孤独を防ぐ仕組みづくりの推進	26
		(5) 生活困窮者等への支援の充実	27
	2-2 多職種の横断的連携によるまちづくり	(1) 多職種連携の推進	29
		(2) 民間企業など多様な社会資源の活用	29
	2-3 福祉ニーズに対応する支え合い活動の創造	(1) 自治会、民生委員・児童委員等との連携強化	30
		(2) 住民自身による地域課題検討の場の創設	31
		(3) 高齢者困りごと援助サービス事業の充実	31
		(4) 新たな支え合いの創出	32

基本目標	基本施策	施策の内容	頁
基本目標 3 安心して 住み続け られる地 域づくり	3-1 災害時における 支援体制の整備	(1) 平常時からの地域安全対策の推進	34
		(2) 災害発生時の備えの充実	34
		(3) 災害ボランティアセンターの体制強化	35
	3-2 権利擁護の推進	(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の充実	37
		(2) 虐待防止対策の推進	37
		(3) 権利擁護に関する事業の充実	38
	3-3 福祉に関する 情報提供の充実	(1) 福祉情報の内容充実	40
		(2) 多様な情報媒体の確保	40
		(3) 人から伝わる環境づくり	40
		(4) 多様なツールを活用した情報発信の推進	40
		(5) 災害時の迅速な情報発信	40

第3章 具体的な取組

基本目標 1 地域力を育む基盤づくり

1-1 福祉教育の推進

【現況と課題】

住民同士が近所の人と相談し合ったり、助け合ったりすることが自然とできる地域をつくるためには、子どもから大人にいたるすべての住民が福祉に対する理解を深め、また関心を寄せることができるような福祉教育を推進することが大切です。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
①近所の人と相談し合ったり、助け合ったりすることが当然であると思う人の割合を増やす	27.6%	35%	アンケート調査

【施策の体系】

1-1
福祉教育の推進

- (1) 小中学校を対象にした福祉教育の推進
- (2) 生涯学習としての福祉教育の推進
- (3) 多世代交流による福祉教育の推進



【施策の内容】

(1) 小中学校を対象にした福祉教育の推進

次代の地域福祉を担う人材を育成するため、小中学校を対象とした福祉教育事業を推進します。

また、町内小中学校が自主的に取り組む福祉教育活動への支援を行うとともに、連携を強化するための推進会議を実施します。

〔具体的取組〕

- | |
|-----------------------------|
| ①福祉協力校・ボランティア推進校の活動支援 |
| ②福祉協力校・ボランティア推進校による情報交換会の開催 |

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
①福祉協力校・ボランティア推進校の活動支援	事業説明	7校	7校	7校	7校
②福祉協力校・ボランティア推進校による情報交換会の開催	年1回 開催	← 継続実施 →			

(2) 生涯学習としての福祉教育の推進

地域住民の福祉に対する興味・関心を深めるため、講演会や勉強会等の啓発事業を実施し、地域の実情に合わせた福祉教育を推進します。

また、自治会（行政区）や団体等による自主的な学習活動や福祉体験備品*の貸出しを促進します。

※「福祉体験備品」とは、点字器、高齢者疑似体験セット等の福祉体験学習に利用する備品です。

〔具体的取組〕

- | |
|----------------|
| ①ボランティア養成講座の開催 |
|----------------|

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
①ボランティア養成講座の開催	開催	← 継続実施 →			

(3) 多世代交流による福祉教育の推進

年間及び夏休み等を利用し、子どもから大人まで参加できるイベント等を実施し、高齢者や障害者等について学び、ふれあう機会をつくります。

若年層、子育て中の親、高齢者等様々な世代のつながりを再生するため、世代間交流の活性化に努めます。

〔具体的取組〕

- ①福祉ふれあい体験事業の参加者の拡大
- ②ふれあい広場の開催

区 分		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
福祉ふれあい体験事業	メニュー数	23 メニュー	23 メニュー	24 メニュー	24 メニュー	24 メニュー
	参加者数	160 人	160 人	180 人	180 人	180 人
ふれあい広場	団体数	28 団体	28 団体	29 団体	29 団体	29 団体



身体障害者福祉会との交流体験



盲導犬講話

1-2 地域福祉活動の核となる人材の育成

【現況と課題】

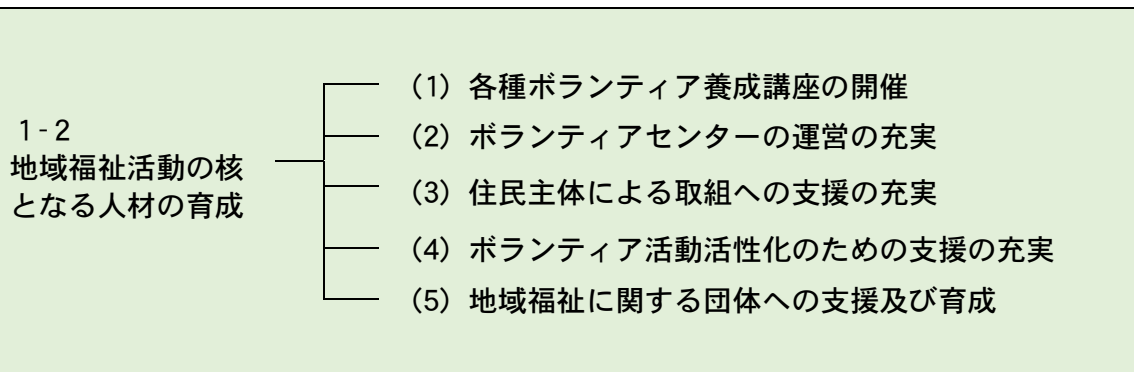
これからのボランティア活動においては、サービスを提供する側、される側という一方的な形態ばかりでなく、人と人のふれあいを楽しむことができる余裕もてる形で進めていくことが大切です。

地域住民が主体となって持続的な活動を行っていけるようにしていくため、活動の核となる人材を育成し、その活動を支えていく体制を整備する必要があります。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
①過去5年間で地域活動やボランティア活動をしたことがある人の割合を増やす	31.3%	40%	アンケート調査
②今後、ボランティア活動をしたい(続けたい)と思う人の割合を増やす	36.0%	50%	アンケート調査

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 各種ボランティア養成講座の開催

新規のボランティア確保や既存のボランティアの質の向上を目指し、各種ボランティア養成講座を開催し、人材発掘・育成に努めます。

また、団塊の世代が地域活動や各種ボランティア活動に参加しやすい仕組みを構築していくため、情報紙の発行や講座等の開催に努めます。

〔具体的取組〕

①ボランティア養成講座（再掲 P.17）

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
①ボランティア養成講座	開催	← 継続実施 →			

(2) ボランティアセンターの運営の充実

ボランティアセンター及び各種ボランティア活動の周知を行い、誰もが気軽にボランティア活動に取り組めるような活動を行います。また、近隣の大学や企業と連携し、若年層のボランティア人材の確保に努めます。

〔具体的取組〕

①ボランティアセンター運営事業の充実

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
個人ボランティア登録者数	110名	115名	120名	125名	130名
団体ボランティア登録者数	21団体	21団体	22団体	22団体	22団体
相談件数	350件	350件	360件	360件	360件

(3) 住民主体による取組への支援の充実

地域の見守り活動等、小地域での活動推進に向けた住民主体の取組である「地域ふくしサポーター制度」の拡大に努めます。

自治会や民生委員・児童委員との連携を図り、地域住民に住民活動参加への呼びかけやボランティア活動に対する説明会等を実施します。

〔具体的取組〕

①地域ふくしサポーター制度の拡大

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域ふくしサポーター の設置地区及び人数	15 地区 (120 人)	16 地区 (125 人)	17 地区 (130 人)	18 地区 (135 人)	20 地区 (140 人)

(4) ボランティア活動活性化のための支援の充実

ボランティア活動従事者やボランティア団体のスキルアップを図るため、ボランティア同士の情報交換や勉強の機会を作ります。

〔具体的取組〕

①ボランティア関係者連絡会議の開催
②ボランティア交流会の開催

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
ボランティア関係者連絡会議	年 1 回 開催	← 継続実施 →			
ボランティア交流会	<ul style="list-style-type: none"> ・ お弁当配達ボランティア交流会 ・ 福祉教育ボランティア交流会 ・ 精神保健福祉ボランティア講座 				} 各年開催

(5) 地域福祉に関する団体への支援及び育成

ボランティア団体等が積極的に活躍できる地域づくりを目指し、団体等の意見を踏まえながら福祉活動を推進する団体への適正な支援を図るとともに、新規の団体への立ち上げ支援に努めます。

〔具体的取組〕

①福祉団体への支援

1-3 地域における交流の場づくり、世代間交流の促進

【現況と課題】

人と人のつながりが希薄になる中で、地域で孤立している高齢者、障害者及び子育て世帯が年々増加の傾向にあります。

地域住民が身近な地域への関心を高め、近所に住む人とお互いに知り合うことができ、さらには、町や社会福祉協議会が、住民との協働を深めていくためには、お互いが顔の見える関係を築いていく必要があります。

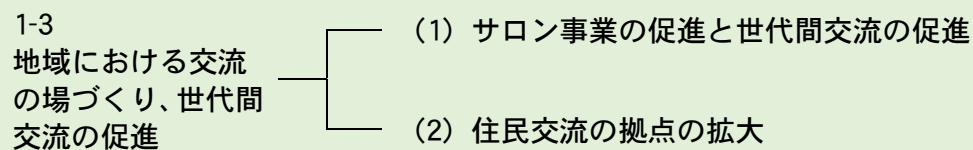
現在、社会福祉協議会では「ふれあい・いきいきサロン」やその他のサロンの立ち上げへの支援を行っています。また、生活支援体制整備事業^{*}の一環として集会所や空き店舗、福祉施設などを活用した多様な住民交流の場づくりを進めていく必要があります。

※「生活支援体制整備事業」の具体的な取組については32ページに掲載。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
①定期的に開かれている交流の場の数を増やす	3 か所	7 か所	関係課に照会

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) サロン事業の促進と世代間交流の促進

サロン事業の拡大や地域住民の交流の場、ミニサロンなどの立ち上げへの支援を行うなど、地域との積極的な関わりに努めます。

また、顔と顔が見える地域づくりを目指すため、世代間交流の促進や誰もが気軽に集える居場所づくりを推進していきます。

〔具体的取組〕

①ふれあい・いきいきサロン事業の拡大

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
ふれあい・いきいきサロン 実施地区	50 地区	51 地区	52 地区	53 地区	54 地区

(2) 住民交流の拠点の拡大

集会所や空き店舗等の活用、福祉施設等と連携し、住民交流の安定的な拠点の設置を目指します。

〔具体的取組〕

①生活支援体制整備事業において地域における通いの場（サロン）の設置推進

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
サロンの設置	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所	7 か所

基本目標2 みんなで支える地域づくり

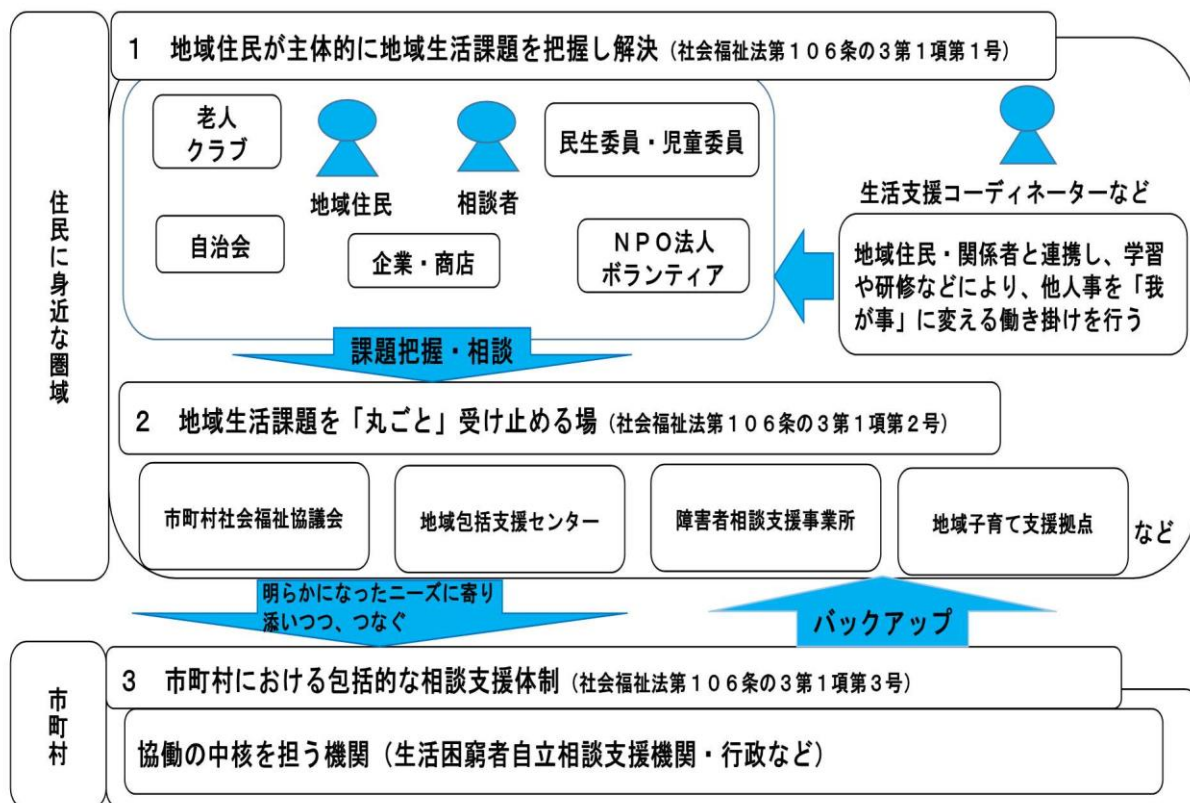
2-1 総合相談支援体制の整備

【現況と課題】

私たちの生活に関する課題が多様化・複雑化する中で、困りごとがあってもどこに相談してよいのか分からない、さらには、身体的・精神的な事情などによって、相談場所まで出向くことができず、必要とされる支援に結びつかない状況があります。

「我が事・丸ごと」地域共生社会構築の観点から、複合的な課題を抱える人・世帯や生活困窮者が複数の相談機関に行かなくても総合的に相談・支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制を整えるとともに、必要に応じて相談・支援を行う専門的職種が家庭まで訪問する体制（アウトリーチ）を整備する必要があります。

図 「我が事・丸ごと」の地域づくり・相談支援体制のイメージ〔埼玉県〕

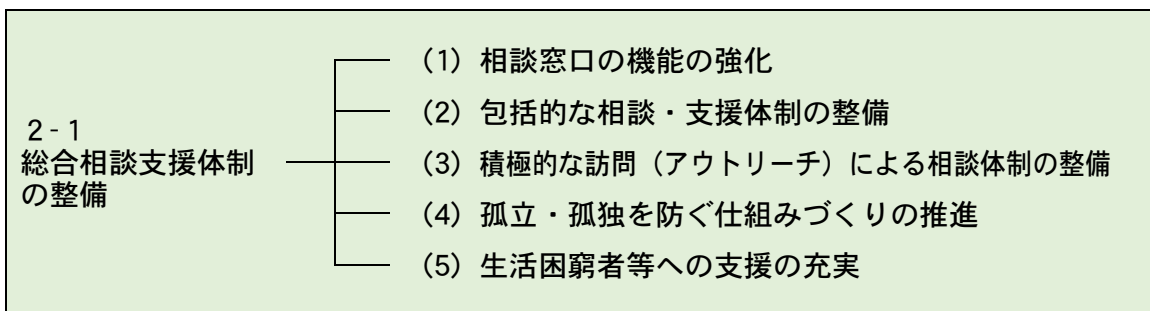


出典：第5期埼玉県地域福祉支援計画（案）（平成30年2月現在）

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
①日常生活で困った際の相談相手を「知らない・わからない」と思う人をなくす	3.9%	0%	アンケート調査
②自分の地区の民生委員・児童委員の名前や活動内容を知っている人の割合を増やす	28.5%	40%	アンケート調査

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 相談窓口の機能の強化

相談援助担当職員の専門性の向上を目指し、職員研修や外部研修へ積極的に参加し、相談や援助に関する技術力の強化に努めます。

民生委員・児童委員の協力を得て行っている心配ごと相談事業については、PRの強化に努めるとともに、より専門的な相談内容に対応できるよう、事業の見直しを図ります。

また、相談対応事業を行う関係機関との連携を強化しつつ、福祉総合相談体制について検討します。

〔具体的取組〕

<ul style="list-style-type: none"> ①心配ごと相談事業の見直し ②福祉総合相談体制の検討

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
心配ごと相談事業	35件	見直し			
福祉総合相談体制	調査・研究	← 検 討 →			

(2) 包括的な相談・支援体制の整備

複合的な課題を抱える人が複数の相談機関に行かなくても総合的に相談・支援を受けられるよう、制度ごとに提供されているサービスや支援内容を世帯単位に整理し、必要な支援体制の整備に努めていきます。

また、ニーズを複合的に抱えている相談者のニーズに対応できるよう、医療機関、社会福祉法人、サービス事業所等との連携を進めます。

〔具体的取組〕

①世帯を単位とする支援体制の整備

(3) 積極的な訪問（アウトリーチ）による相談体制の整備

地域見守りネットワーク事業と、地域ふくしサポーター制度によるネットワークを併せていくことで、積極的な訪問（アウトリーチ）による課題等への早期発見・対応に努めます。

〔具体的取組〕

①地域ふくしサポーター制度の拡大（再掲 P.21）

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域ふくしサポーターの 設置地区及び人数	15 地区 (120 人)	16 地区 (125 人)	17 地区 (130 人)	18 地区 (135 人)	20 地区 (140 人)

(4) 孤立・孤独を防ぐ仕組みづくりの推進

自治会や民生委員・児童委員との連携を図り、地域見守りネットワーク事業の見直しや拡大を図り、住民参加の見守り組織の普及に努め、住民主体による孤立・孤独を防ぐ仕組みを住民と共に考え、体制の整備に努めます。

〔具体的取組〕

①地域見守りネットワーク事業の周知、拡大

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域見守りネットワーク 結成数	11 地区	12 地区	13 地区	14 地区	15 地区

(5) 生活困窮者等への支援の充実

経済的問題や心身の障害、失業、家族の介護など複合的な生活上の課題を抱えている人が地域の一員として参加・活躍しながら課題を解決できるよう、関係機関と連携しながら一人ひとりの事情に合った総合的な相談・支援を行います。

〔具体的取組〕

- ①生活福祉資金、毛呂山町福祉資金
- ②生活困窮者自立支援制度との連携（相談・支援業務を含む）

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
生活福祉資金	← 継続実施 →				
毛呂山町福祉資金	← 継続実施 →				



2-2 多職種の横断的連携によるまちづくり

【現況と課題】

現在、本町では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化^{*}を進めています。

この地域包括ケアシステムは、町及び社会福祉協議会が中心となって、地域の多様な支える力を集結させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく必要があります。

なお、今後は、地域共生社会の実現に向けて、高齢者の地域包括ケアの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害者、子ども、生活困窮者や、複合課題にも広げた包括的支援体制の構築を図り、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

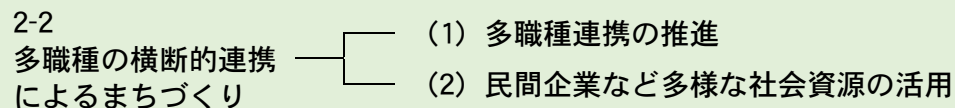
※「地域包括ケアシステム」の深化とは、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを意味しています。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
「我が事・丸ごと」の地域共生社会の言葉や意味を知っている民生委員・児童委員の割合を増やす	—	—	民生委員・児童委員へのアンケート調査

※実績値・目標値がない項目は、次回計画改定の際に調査します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 多職種連携の推進

理学療法士・作業療法士や社会福祉協議会の職員等が参加する、地域ケア会議*や相談支援連絡会議*等において、リハビリテーションやインフォーマルサービス活用の視点を取り入れた支援内容の検討を行ってまいります。

〔具体的取組〕

①地域ケア会議、相談支援連絡会議への参加

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域ケア会議参加回数	←—————		毎月参加	—————→	
相談支援連絡会議参加回数	←—————		隔月参加	—————→	

※「地域ケア会議」とは、多職種の専門職の協働の下で、(1)高齢者個人に対する支援の充実と、(2)それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のことです。

※「相談支援連絡会議」とは、障害者の困りごとや生活のしづらさを、町の担当者や障害福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、学校関係者、医療関係者など必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズに沿った支援策を協議する会議体のことです。

(2) 民間企業など多様な社会資源の活用

支援が必要な高齢者等を早期に把握し、適切な対応を図るため、電気・ガス・水道といった検針員や宅配業者など、定期的に自宅を訪問することが多い民間事業者との間で、異常があった際に速やかに連絡が取り合えるような見守り協定の締結を進めます。

〔具体的取組〕

①見守り協定の推進

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域見守り協定締結事業者数	4 事業者	5 事業者	5 事業者	6 事業者	6 事業者

2-3 福祉ニーズに対応する支え合い活動の創造

【現況と課題】

住民が地域の課題を自ら考え、解決できる地域福祉社会を構築するためには、まず、地域や福祉について語り合えるきっかけとなる場をつくり、地域課題を自らのこととして捉え、解決に向けての力を高めていくことが必要です。

そのため、自治会や民生委員・児童委員等との連携を強めながら、地域懇談会・ワークショップなどにより住民自身が地域課題を検討できる場づくりを進める必要があります。

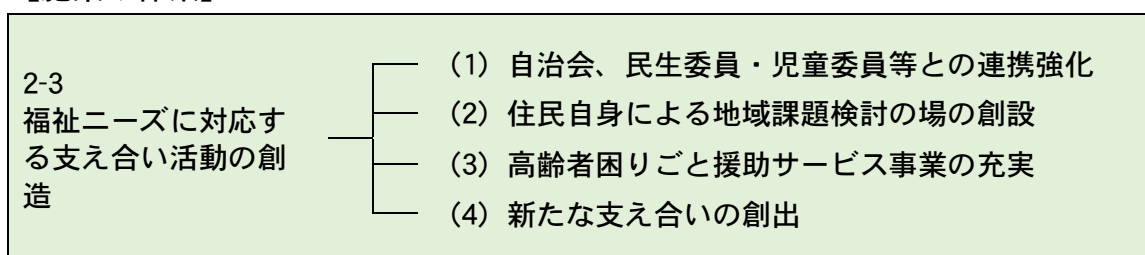
また、住民相互の支え合いの取組である「高齢者困りごと援助サービス」をはじめとする多様な支え合いの活動が展開されるよう支援していくことが求められています。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
福祉の問題に対して町と住民が協働して取り組むべきであると思う人の割合を増やす	42.5%	50%	アンケート調査
住民自身による地域課題検討の場に参加してもよいと思う人の割合を増やす	—	—	アンケート調査

※実績値及び目標値が空欄の項目は、次回改定時にアンケート調査を行います。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 自治会、民生委員・児童委員等との連携強化

自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域ふくしサポーター等と連携して地域活動の活性化を図るとともに、課題やニーズのキャッチを強化することにより、地域課題や個別ケースへの伴走型の支援^{*}に努めます。

※「伴走型の支援」とは、支援者が一対一の関係で支援を行うことをいいます。

〔具体的取組〕

①民生委員・児童委員協議会との連携強化

(2) 住民自身による地域課題検討の場の創設

地域懇談会の開催等により、地域の日常的な問題や課題を把握し、住民が主体となって解決を目指す場を創設します。

〔具体的取組〕

①地域懇談会の開催

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域懇談会開催地区数	4 地区	4 地区	4 地区	5 地区	5 地区

(3) 高齢者困りごと援助サービス事業の充実

単身高齢者または高齢者世帯に対して1時間500円で簡易的な生活支援を行う高齢者困りごと援助サービス事業の充実を図ります。

また、今後は介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスB^{*}実施に向け、人材養成や事業の内容の見直しを実施します。

〔具体的取組〕

①高齢者困りごと援助サービス事業
②介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスBの実施

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
活動件数	250 件	480 件	720 件	960 件	960 件
活動時間	300 時間	480 時間	720 時間	960 時間	960 時間
協力会員研修	← 継続実施 →				
総合事業訪問型サービスB	移行準備	← サービスBの実施 →			

※「訪問型サービスB」とは、介護保険制度における要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）において提供される多様なサービスの一つであり、住民主体の自主活動として行われる生活援助等のサービスのことです。

(4) 新たな支え合いの創出

地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるため、「生活支援体制整備事業※」として、地域における、生活支援等の体制整備に向けた調整やサロンの育成・支援等を担う「地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)」を配置します。また、地域で高齢者を支援する関係者による定期的な情報共有・連携強化、さらに地域ニーズの把握と必要に応じて新たなサービスや取組の企画・提案を行う「協議体」を運営します。

なお、サービス提供体制については、既存の福祉関係の事業所のみではなく、商工業者や農業者などと連携した新たな枠組みを検討していきます。

〔具体的取組〕

- | |
|--------------------------|
| ①生活支援コーディネーターの配置 |
| ②協議体の運営 |
| ③担い手養成 |
| ④サロン設置 |
| ⑤地域資源マップ（もろやまふれあいマップ）の発行 |
| ⑥地域ニーズの把握 |

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
担い手養成人数	60人	60人	70人	70人	70人
サロン設置数	5か所	5か所	6か所	6か所	7か所

※「生活支援体制整備事業」とは、地域住民に身近な存在である市町村が中心となつて、多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする事業です。具体的には生活支援コーディネーターを配置するとともに、協議体の設置を行います。

基本目標3 安心して住み続けられる地域づくり

3-1 災害時における支援体制の整備

【現況と課題】

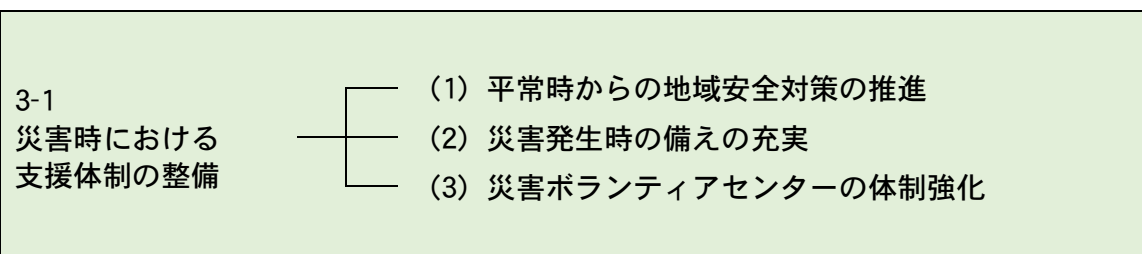
平成23(2011)年の東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者が約60%を占め、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率に比較して約2倍に上りました。こうした教訓を踏まえ、町では、平成26(2014)年度に「避難行動要支援者名簿」を作成しました。今後は、名簿に掲載されている人の同意を得たうえで、自治会単位の「自主防災組織」と情報を共有していくことが大切です。

また、平常時から訓練を重ね、災害時において迅速な避難誘導等が行われるとともに、災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための「災害ボランティアセンター」の体制を強化していく必要があります。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成29 (2017) 年度	目標値 平成34 (2022) 年度	評価方法
①町や自治会で防災訓練に参加している人の割合を増やす	18.1%	35%	アンケート調査
②災害時の備えとして何らかの対応を行っている人の割合を増やす	76.6%	85%	アンケート調査
③災害時に近所の要支援者を助けることができる人の割合を増やす	43.6%	60%	アンケート調査

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 平常時からの地域安全対策の推進

地域における防災、防犯、見守り活動体制の構築を目指し、平常時からの地域安全対策や住民同士の支え合いの推進に努めます。

平常時の見守り体制は、災害発生時にも役立つという観点から、民生委員・児童委員や自治会・自主防災組織と連携しながら、地域の実情に応じて地域ふくしサポーター制度の充実を図ります。

〔具体的取組〕

- ①福祉及び防災担当課との連携の強化
- ②自治会・自主防災組織との連携強化
- ③地域ふくしサポーター制度の充実

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
自主防災組織の組織数	44 行政区	48 行政区	50 行政区	52 行政区	54 行政区
地域ふくしサポーターの 設置地区及び人数	15 地区 (120 人)	16 地区 (125 人)	17 地区 (130 人)	18 地区 (135 人)	20 地区 (140 人)

(2) 災害発生時の備えの充実

避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援体制を構築するため、協力者の確保を進めます。

また、災害時に住民が落ち着いて行動できるよう、避難所宿泊訓練・炊き出し体験を含め、実際を想定した防災訓練を行うとともに、災害時にボランティアとして活躍できる人材の確保・養成を進めます。

〔具体的取組〕

- ①避難行動要支援者の協力者の確保
- ②実際を想定した防災訓練等の実施
- ③避難所宿泊訓練・炊き出し体験
- ④災害ボランティアの登録の推進（既存のボランティアグループへの働きかけ）
- ⑤災害ボランティア養成講座の実施（高度な知識・技能を有する人材の養成）

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
避難行動要支援者名簿	←		継続実施	→	
土砂災害訓練	←		継続参加	→	
防災訓練	←		継続参加	→	
炊き出し体験	←		継続実施	→	
避難所宿泊体験（子ども向け）	←		継続実施	→	
避難所宿泊訓練（大人向け）	計画	準備	←	継続実施	→
災害ボランティア登録者	50名	55名	60名	65名	70名
災害ボランティア養成講座	計画	←		継続実施	→

(3) 災害ボランティアセンターの体制強化

町防災担当課（総務課）と連携し防災意識の高揚に努めます。また、災害時に重要な機能を担う災害ボランティアセンター^{*}立ち上げ訓練を実施します。

〔具体的取組〕

- | |
|-----------------------|
| ①災害ボランティアセンター訓練の充実 |
| ②災害ボランティアセンターマニュアルの作成 |

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
立ち上げ訓練	視察	実施	実施	実施	実施
マニュアル作成	研究	検討	作成	実施	実施

※「災害ボランティアセンター」とは、災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のことで、主に社会福祉協議会が立ち上げ・運営を担います。

3-2 権利擁護の推進

【現況と課題】

認知症や障害などで判断能力がない人が、不利益を被ることなく安心して地域で暮らせるために、権利擁護に関する相談事業や成年後見のニーズに応えられる体制づくりが重要です。

従来、成年後見制度は、弁護士や社会福祉士などの専門職が後見人となってきましたが、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中において人材確保や費用負担の面で限界があり、今後は新たな仕組みとして市民後見が期待されています。

また、児童虐待や高齢者、障害者への虐待は深刻な社会問題となっています。町では、平成26(2014)年度に「毛呂山町DV等対策庁内連携会議設置要綱」を定め、庁内関係部署が連携しながら総合的に取り組んでいく体制を整備しました。虐待を早期に発見し対応していくためには、地域住民の協力が不可欠です。たとえば、学校や近隣住民が「虐待を受けた児童など」だけでなく、「虐待を受けたと思われる児童など」を発見した場合についても、児童相談所や町への通告義務があることについて、広く周知していく必要があります。また、「要保護児童対策地域協議会」により、関係機関が連携し情報の共有に努めます。

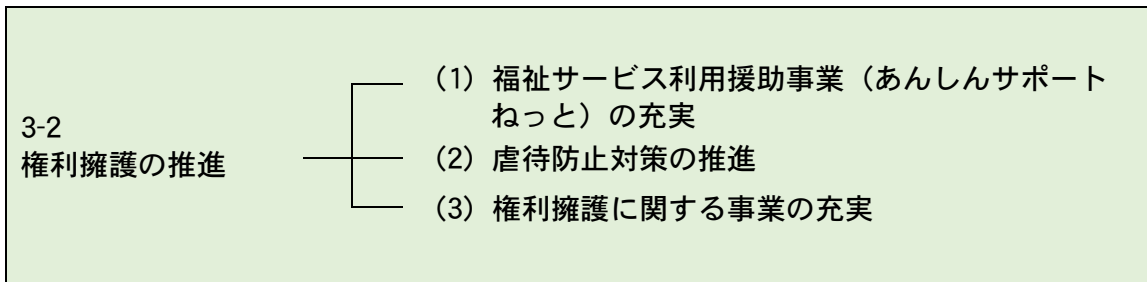
認知症や知的障害、精神障害のある人など、自ら判断してサービスを選択したり、契約することが困難な人の権利を擁護するため、「成年後見制度」や社会福祉協議会が実施している「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」などの積極的な活用も推進していく必要があります。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
①「障害者虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「児童虐待防止法」の言葉を聞いたことがある人の割合	—	—	アンケート調査
②生活困窮者自立支援法の言葉を聞いたことがある人の割合	48.0%	55%	アンケート調査

※実績値及び目標値が空欄の項目は、次回改定時にアンケート調査を行います。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の充実

認知症や知的障害、精神障害のある人など、自ら判断してサービスを選択したり、契約することが困難な人に対し、福祉サービスの利用援助等を行うため、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の周知と利用促進を図ります。

また、この事業に携わる専門員及び生活支援員の資質を高め、サービスの積極的活用や援助方法の充実に努めます。

〔具体的取組〕

①福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
利用者数	12 名	13 名	15 名	16 名	18 名
生活支援員	7 名	7 名	8 名	8 名	10 名

(2) 虐待防止対策の推進

地域包括支援センター、保健センターや民生委員・児童委員などと連携し、高齢者、障害者及び児童の虐待防止に努めるとともに、相談窓口についての周知を図ります。

地域ぐるみによる虐待の早期発見・早期対応に向けて、児童相談所や町への通告義務があることも含め、広く周知していきます。

また、児童虐待においては、「要保護児童対策地域協議会」を通じて、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

〔具体的取組〕

- ①心配ごと相談事業
- ②虐待防止に関する啓発（広報紙による情報提供等）
- ③児童虐待通報ダイヤル「189（いちはやく）」の周知
- ④「要保護児童対策地域協議会」との連携

(3) 権利擁護に関する事業の充実

認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が予想される中で、弁護士や社会福祉士などの専門職による後見人がその役割を担うには、人材確保や費用負担の面で限界があります。今後、より多くの人々が成年後見制度を利用できるよう、市民後見人の育成を推進します。

また、近年、成年後見制度活用へのニーズや、生活・医療・介護などに関する契約や手続き、財産管理が絡む問題など様々な専門的職種が関わらなければ解決が困難なケースが増えつつあります。そのため、法人後見事業の導入について準備を行い、中長期的な視点に立ちつつ、早期実施を目指します。

〔具体的取組〕

- ①市民後見人育成事業の検討
- ②法人後見事業の検討

区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
市民後見人育成事業	企画	準備	実施	→	→
法人後見事業	企画	準備	実施	→	→

3-3 福祉に関する情報提供の充実

【現況と課題】

福祉情報については、支援を必要とする人が、制度の内容やサービスの利用方法などについての情報を容易に取得することができる環境を整備していくことが大切です。

近年、スマートフォン等の普及により情報環境は飛躍的に向上しました。地域福祉に関する情報についても、SNS^{*}等を活用し、より情報を入手しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

一方、高齢者や障害者などの中には情報端末の操作が苦手な人もいて、電子媒体のみに頼ることはできません。情報の入手が困難な状況におかれている人に対しては、人を介して情報を直接伝えることのできる仕組みづくりを進めていく必要があります。

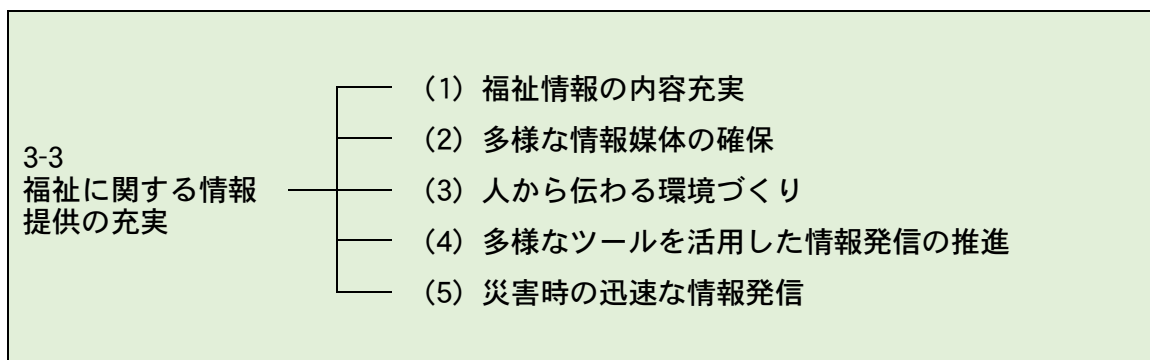
※「SNS」とは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」のことです。

【目指す地域や住民の姿】

区 分	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度	評価方法
①福祉情報の入手ができなくて困っている人の割合を減らす	—	—	アンケート調査
②福祉情報を知らせてくれる人が身近にいる人の割合を増やす	—	—	アンケート調査

※実績値及び目標値が空欄の項目は、次回改定時にアンケート調査を行います。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 福祉情報の内容充実

社会福祉協議会が年4回発行している「社協だより」については、事業のお知らせに加え、普段の生活や災害発生時に役に立つ情報や意識の向上につながる情報を提供できるよう、内容の充実に努めます。

〔具体的取組〕

①「社協だより」の内容充実

(2) 多様な情報媒体の確保

障害者や高齢者等の特性に応じた情報提供の充実に努めるため、多様な情報媒体を活用し、公平に情報を手に入れられるよう、点訳や音声録音など多様な情報媒体の確保に努めます。

〔具体的取組〕

①点訳・音声録音等による情報提供体制の確保

(3) 人から伝わる環境づくり

民生委員・児童委員や地域ふくしサポーターなど要支援者に身近な人と協力し、情報を入手しにくい人に対し、普段から確実に情報を提供できるよう、人から伝わる環境づくりを推進します。

〔具体的取組〕

①民生委員・児童委員協議会との連携

(4) 多様なツールを活用した情報発信の推進

ボランティア情報やニーズに対応するためにSNS等、多様なツールを利用した情報発信に努めます。

〔具体的取組〕

①SNS等を活用した情報提供の実施

(5) 災害時の迅速な情報発信

社会福祉協議会ホームページにおいて災害時特設ページを作成し、災害時等の緊急時に迅速な情報発信に努めます。

〔具体的取組〕

①災害時用ホームページの作成

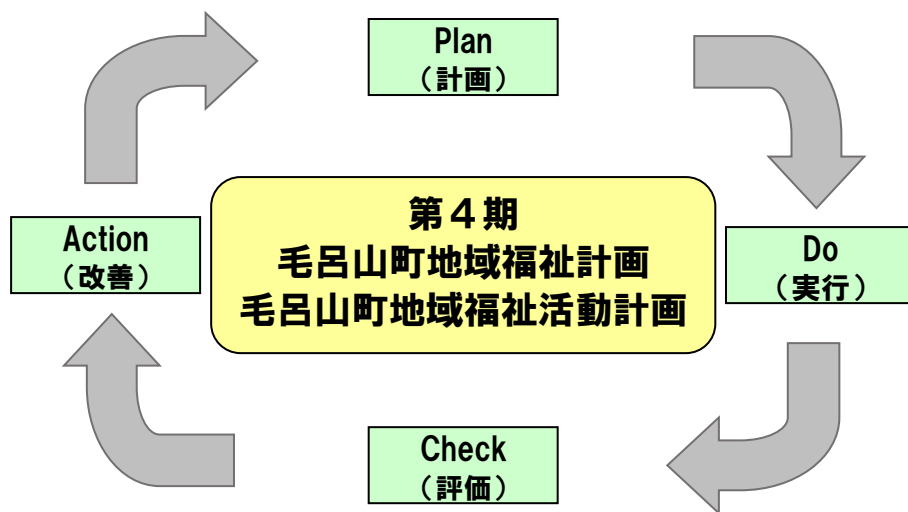
第4章 計画推進のために

1 PDCAサイクルによる評価の実施

この計画を着実に推進するため、「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」において、毎年度、関連施策・事業の実施状況を報告するとともに、3年目となる平成32（2020）年度に中間評価として施策・事業の点検を行い、必要に応じて施策事業に係る数値目標等の見直しを行います。

また、計画改定年となる平成34（2022）年度に最終評価を行うとともに、アンケート調査を実施し、「目指す地域や住民の姿」として掲げた目標値の達成状況を評価します。

評価にあたっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、施策・事業を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。



区 分	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
進行管理の内容	実績報告	実績報告	中間評価 施策・事業 の見直し	実績報告	最終評価 アンケート 調査実施 計画改定

2 連携体制の強化

福祉分野のみならず総合的な支援を行えるよう、学校教育、社会教育、防災・防犯、コミュニティ振興、経済（商業振興）など様々な分野における部署との連携を進めるとともに、保健所、児童相談所、警察、家庭裁判所などとの連携を強化します。

また、住民・自治会や各種団体、社会福祉法人や福祉サービス事業所においても地域福祉に関する理解を高め、より多様な主体による地域福祉への参画を促進します。

3 推進体制の強化

本町では、社会福祉協議会が福祉事業の主要な担い手となっています。今後、福祉ニーズは量的に拡大し、内容としても複雑・多様化していくことが見込まれます。

将来にわたって効率的で安定的な事業運営を行っていくため、既存事業の見直し・改善と新たなサービスの開発を行いながら、財源及び職員体制の強化に努めます。



資料編

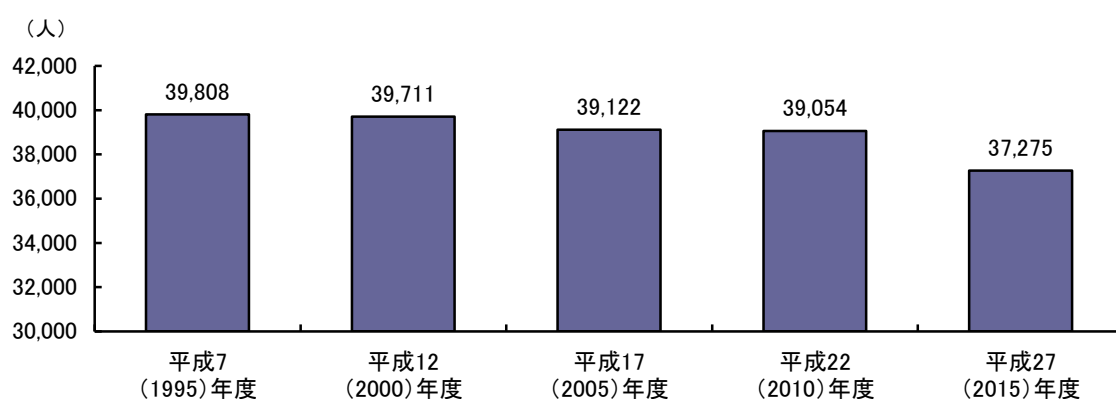
資料 1 地域福祉をめぐる現況

1 人口及び世帯

(1) 総人口

平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在の本町の総人口は 37,275 人です。平成 7 (1995) 年以来、減少傾向にあります。平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年にかけて減少幅が大きくなっています。

図 総人口の推移 (各年 10 月 1 日現在)

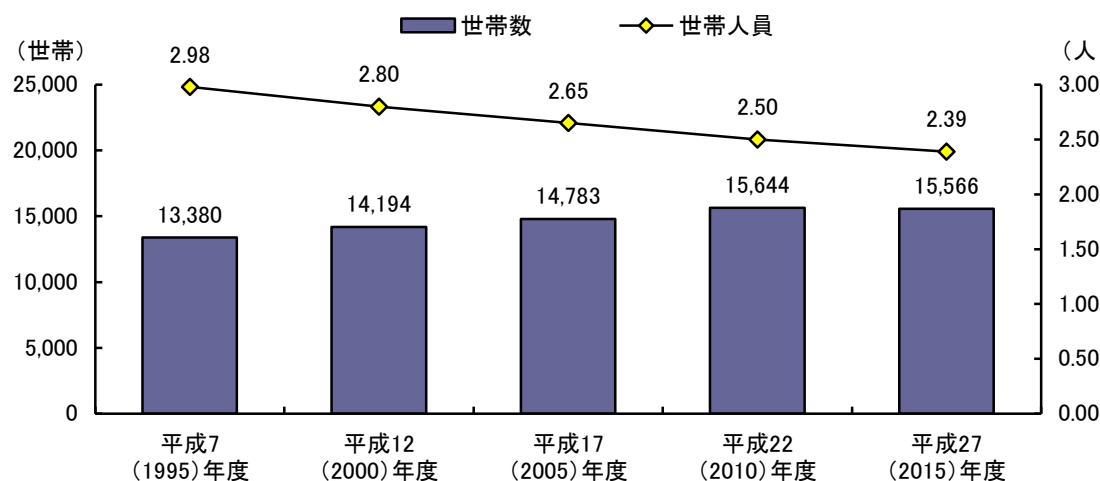


資料：国勢調査

(2) 世帯数及び世帯人員

平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在の世帯数は 15,566 世帯で増加傾向にあります。その結果、1 世帯あたりの人数 (世帯人員) は減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年は 2.39 人となっています。

図 世帯数及び世帯人員の推移 (各年 10 月 1 日現在)



資料：国勢調査

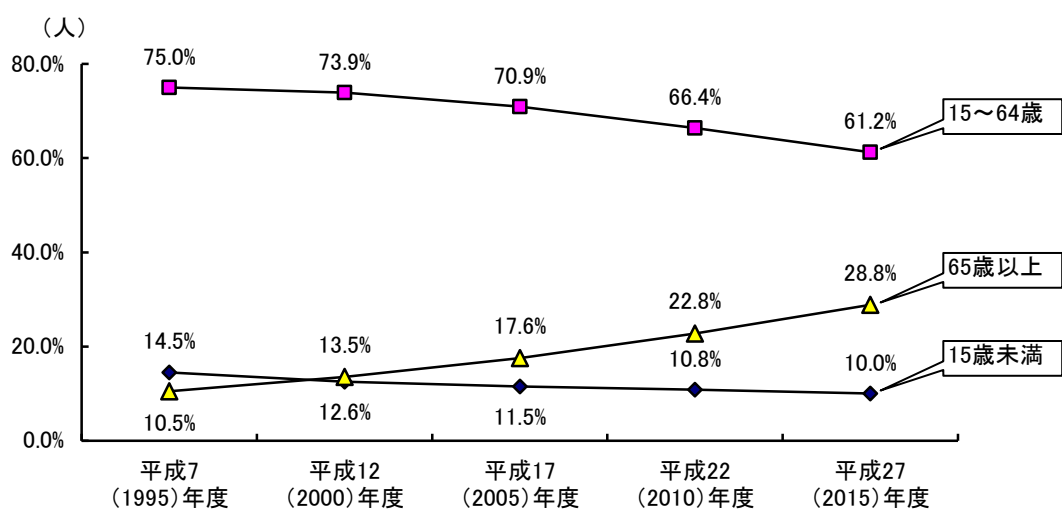
2 年齢別人口

(1) 年齢3区分別人口構成

平成27(2015)年10月1日現在の人口を年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)が3,677人(10.0%)、生産年齢人口(15~64歳)が22,713人(61.2%)、老年人口(65歳以上)が10,694人(28.8%)となっています。

これを過去からの推移でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する、いわゆる少子・高齢化の進行がみられます。

図 年齢3区分別人口比率の推移(各年10月1日現在)



資料：国勢調査

表 年齢3区分別人口の推移(各年10月1日現在)

単位:人

区分	平成7年度 (1995)	平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)
15歳未満	5,779	4,984	4,477	4,228	3,677
15~64歳	29,851	29,349	27,534	25,893	22,713
65歳以上	4,175	5,368	6,823	8,885	10,694
小計	39,805	39,701	38,834	39,006	37,084
年齢不詳	3	10	288	48	191
総人口	39,808	39,711	39,122	39,054	37,275

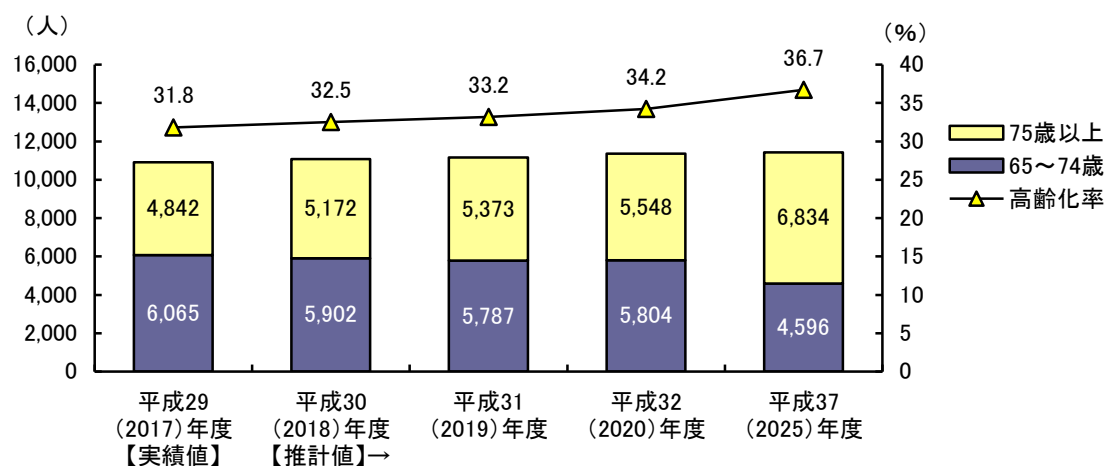
資料：国勢調査

(2) 高齢者数及び高齢化率の将来推計

人口推計結果によると、高齢化率は今後とも増加し続け、平成 29 (2017) 年の 31.8% から平成 37 (2025) 年には 36.7% になることが予測されています。

また、65 歳以上人口を前期高齢者 (65~74 歳) と後期高齢者に分けてみると、65 歳以上人口は増減しながら推移するのに対し、後期高齢者数は一貫して増加していくものと予測されます。

図 高齢者数及び高齢化率の将来推計

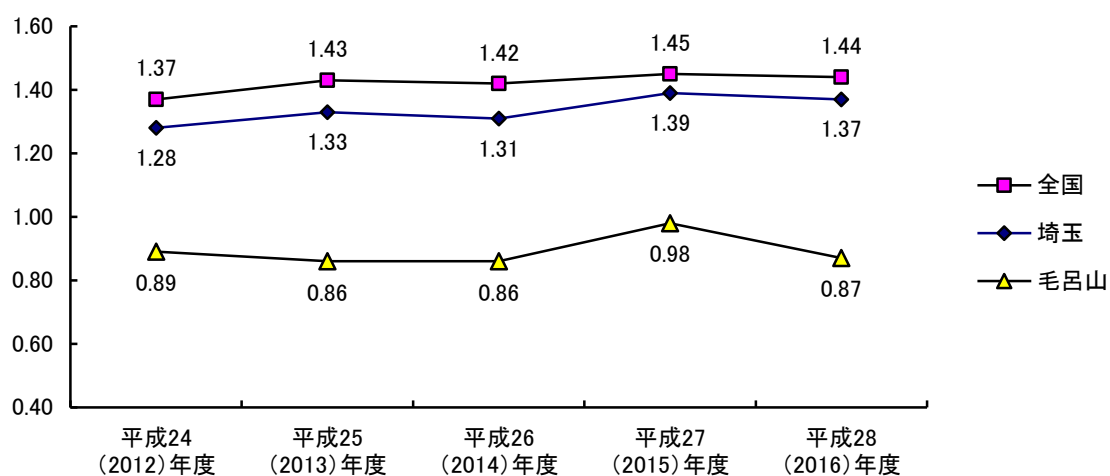


資料：「第7期毛呂山町高齢者総合計画」(平成30(2018)年3月)

(3) 合計特殊出生率

平成 28 (2016) 年の本町の合計特殊出生率は 0.87 であり、全国 (1.44) 及び埼玉県 (1.37) に比べて低い水準となっています。また、これを過去からの推移で見ると、増減しながらもほぼ横ばいで推移しています。

図 合計特殊出生率の推移



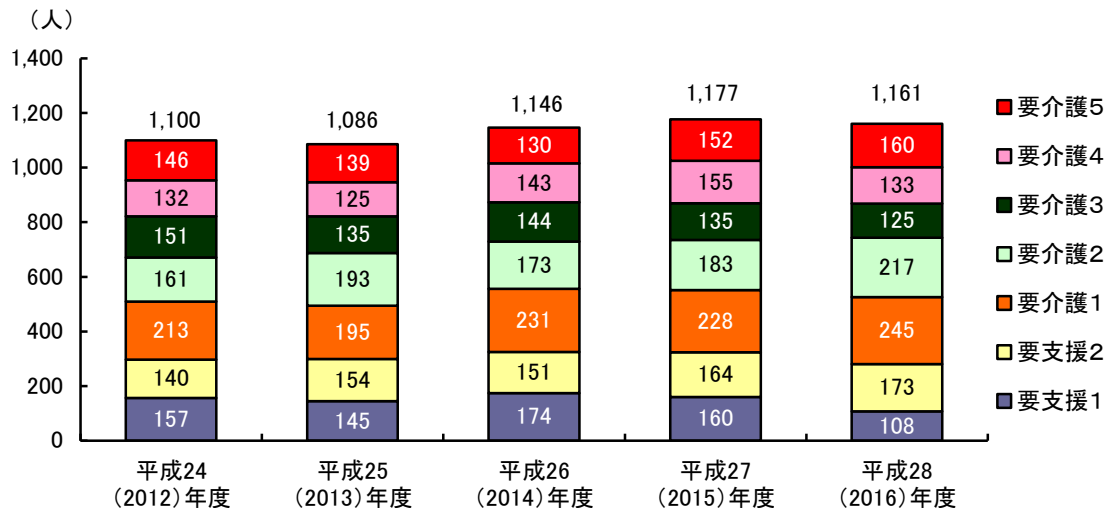
資料：坂戸保健所

3 福祉ニーズを有する住民の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

平成28(2016)年の要支援・要介護認定者数は1,161人で、年々増加の傾向にあります。これを要介護度別にみると、各年とも要介護1が最も多くなっています。

図 要支援・要介護認定者数

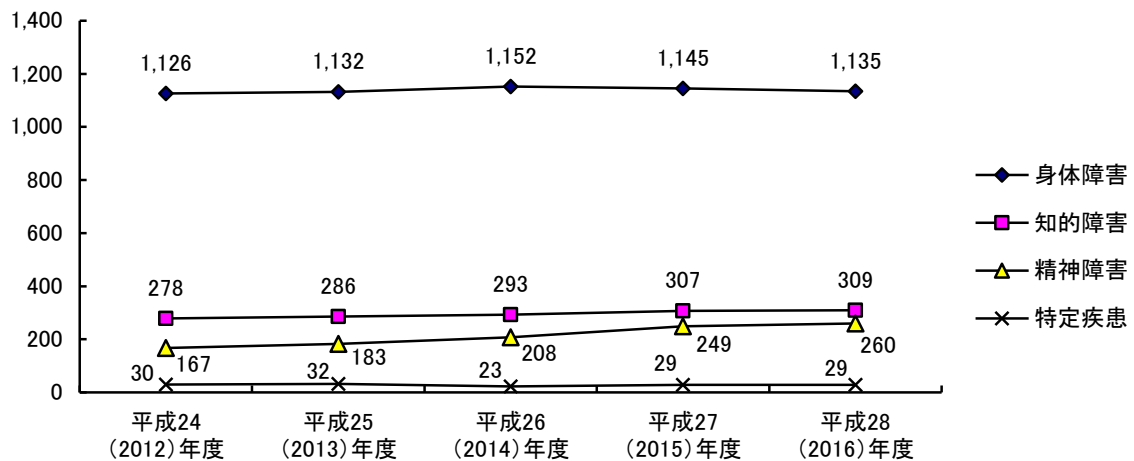


資料：「第7期毛呂山町高齢者総合計画」(平成30(2018)年3月)

(2) 障害者手帳所持者の推移

平成28(2016)年の障害別の人数は身体障害者(身体障害者手帳所持者)が1,135人、知的障害者(療育手帳所持者)が309人、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)が260人、特定疾患(特定疾患医療受給者証所持者)が29人となっています。

図 障害別の手帳所持者数の推移(各年度末現在)



資料：毛呂山町福祉課

表 身体障害者手帳所持者数（各年度末現在）

単位：人

区 分		平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
全体		1,126	1,132	1,152	1,145	1,135
年 齢 別	18 歳未満	18	20	19	19	18
	18～64 歳	374	365	350	341	328
	65 歳以上	734	747	783	785	789
等 級 別	1 級	384	370	394	409	412
	2 級	207	206	202	195	189
	3 級	178	193	190	179	175
	4 級	234	244	245	242	239
	5 級	64	65	69	69	72
	6 級	59	54	52	51	48
種 類 別	視覚障害	73	76	79	81	78
	聴覚・平衡機能障害	120	129	123	120	118
	音声・言語・そしゃく機能障害	11	14	16	14	14
	肢体不自由	601	599	605	588	575
	内部障害	321	314	329	342	350

資料：毛呂山町福祉課

表 療育手帳所持者数（各年度末現在）

単位：人

区 分		平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
全体		278	286	293	307	309
年 齢 別	18 歳未満	42	45	52	62	62
	18～64 歳	220	222	222	225	228
	65 歳以上	16	19	19	20	19
等 級 別	○A	49	52	50	54	54
	A	76	77	80	79	80
	B	86	91	92	95	96
	C	67	66	71	79	79

資料：毛呂山町福祉課

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

単位：人

区 分		平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
全体		167	183	208	249	260
年 齡 別	18 歳未満	0	0	1	2	3
	18～64 歳	138	152	169	205	214
	65 歳以上	29	31	38	42	43
等 級 別	1 級	18	19	19	26	28
	2 級	97	105	122	145	154
	3 級	52	59	67	78	78
精神通院医療受給者数		406	428	463	477	487

資料：毛呂山町福祉課

表 特定疾患医療受給者数（各年度末現在）

単位：人

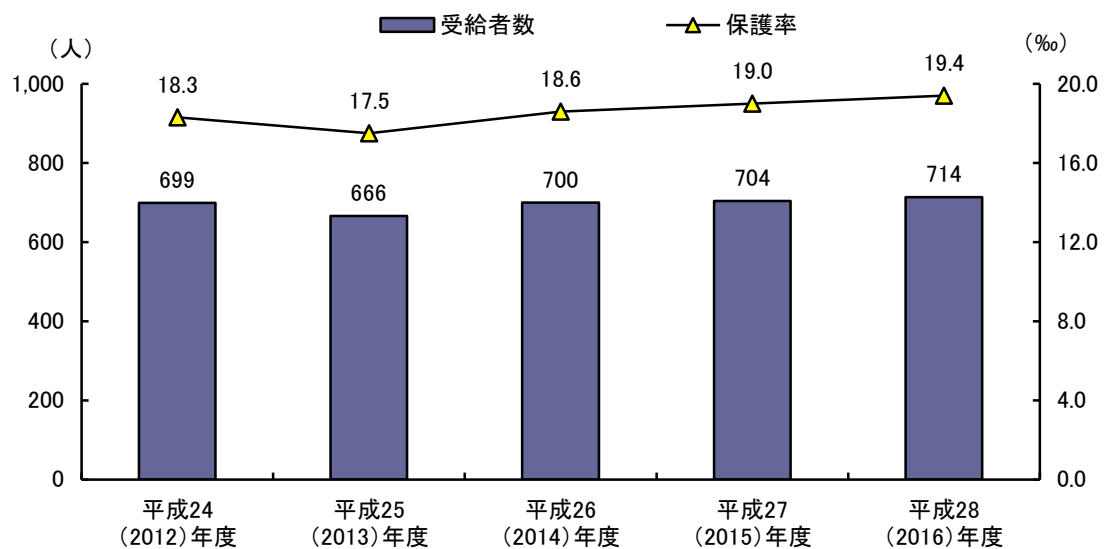
区 分	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
特定疾患医療受給者数	243	235	270	270	285
小児慢性特定疾患医療 受給者数	30	32	23	29	29

資料：坂戸保健所

(3) 生活保護受給者数

平成 29 (2017) 年の生活保護受給状況をみると、受給者数は 714 人で保護率は 19.4%※となっています。

図 生活保護受給状況の推移 (各年度末現在)



単位：人

区分	平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度
世帯数 (世帯)	546	523	551	549	560
受給者数 (人)	699	666	700	704	714
保護率 (%)	18.3	17.5	18.6	19.0	19.4

資料：毛呂山町福祉課

※% (パーミル) とは、1000 分の 1 を 1 とする単位 (千分率) のことです。

資料 2 住民アンケート調査の結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、住民の地域福祉に関する意識や意向などを把握し、「毛呂山町地域福祉計画」及び「毛呂山町地域福祉活動計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

町内在住の20歳以上の方から2,000人を無作為抽出

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成29（2017）年4月14日～28日

※締め切り後に、対象者全員に礼状兼督促はがきを発送しました。

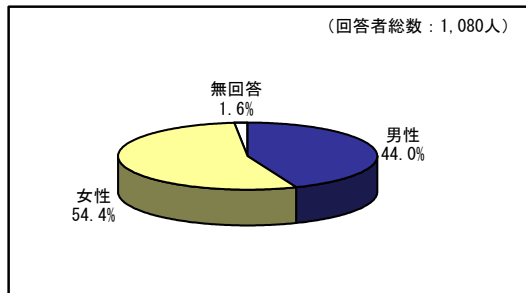
(4) 回収結果

対象者数	有効回収数	有効回収率
2,000人	1,080人	50.4%

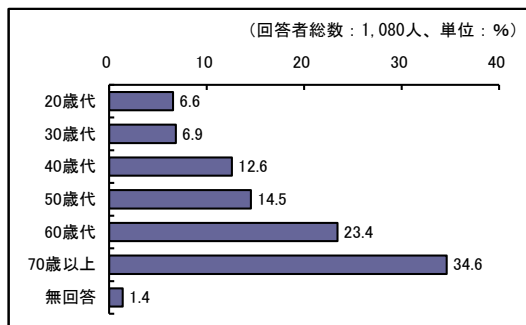
2 調査の集計結果

(1) 回答者自身について

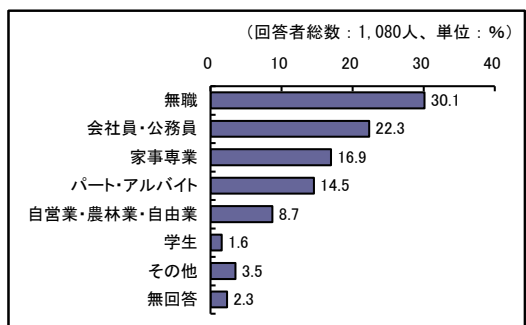
問1 あなたの性別をお答えください。(1つに○)



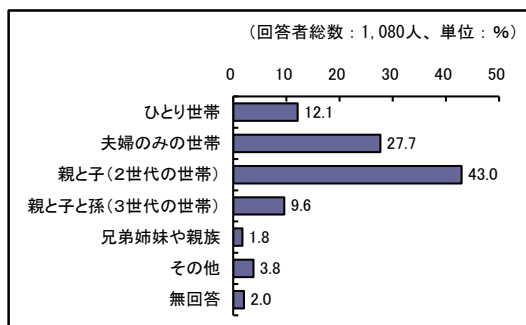
問2 あなたの年齢をお答えください。(1つに○)



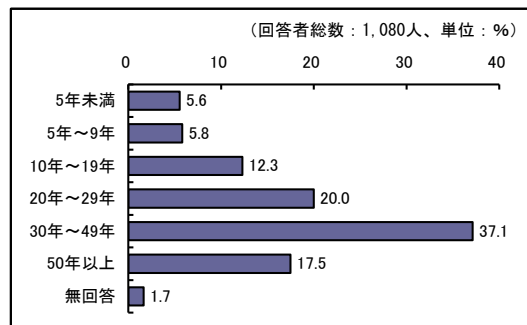
問3 あなたの主な職業は何ですか(1つに○)



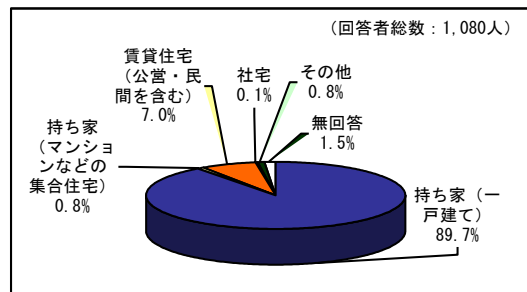
問4 あなたの家族構成をお答えください。(1つに○)



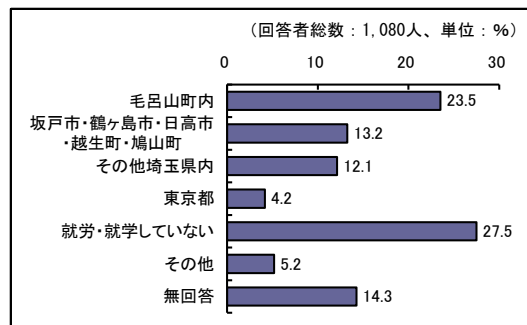
問5 あなたは毛呂山町に住んでどのくらいになりますか。(1つに○)



問6 あなたのお住まいの住居についてお答えください。

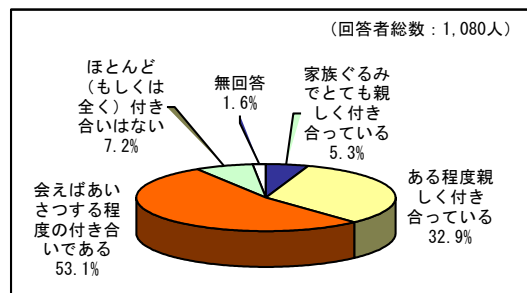


問7 あなたの勤務地(通学地)をお答えください。(1つに○)

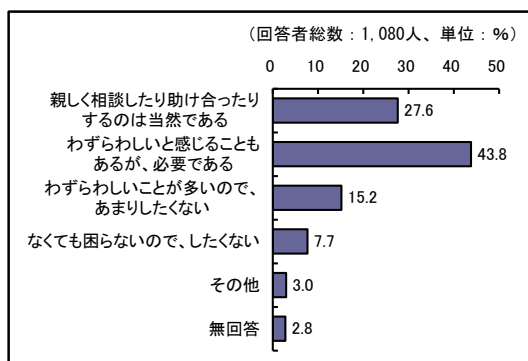


(2) 近所との関わりについて

問8 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。(1つに○)

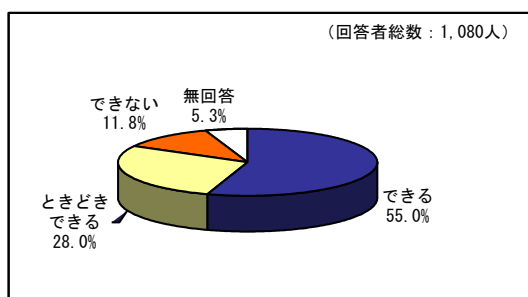


問9 あなたの近所の人との付き合いに対する考え方は、次のどれですか。（もっとも近いものに1つに○）

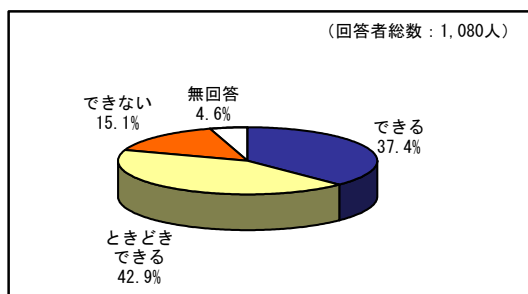


問10 あなたは、近所の人から頼まれた場合、どのようなことができますか。（各項目の番号に一つだけ○）

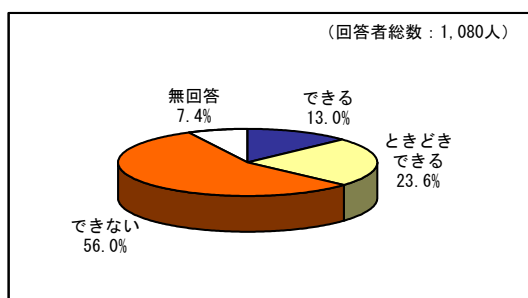
(1) 安否確認の声掛け



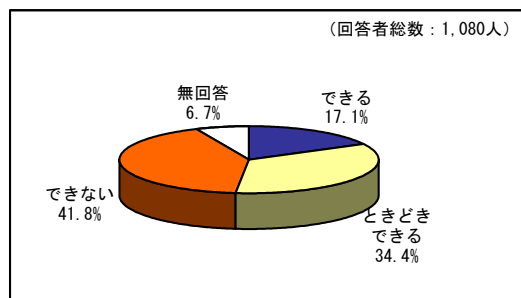
(2) 話し相手



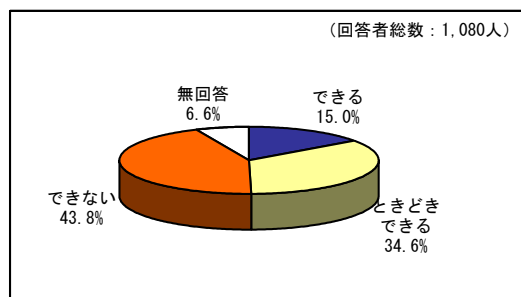
(3) 短時間の子どもの預かり



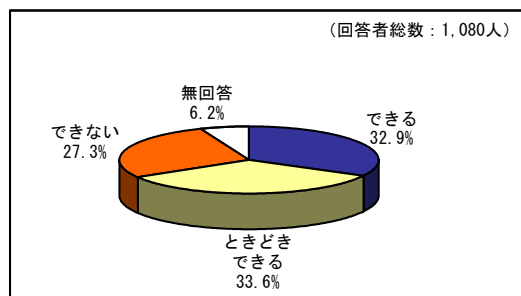
(4) 外出（買い物・通院など）の手伝い



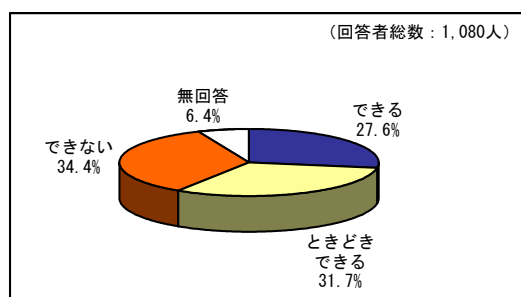
(5) 庭の手入れや清掃の手伝い



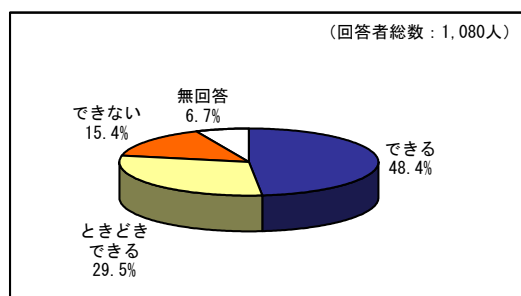
(6) 郵便物・宅配物の一時預かり



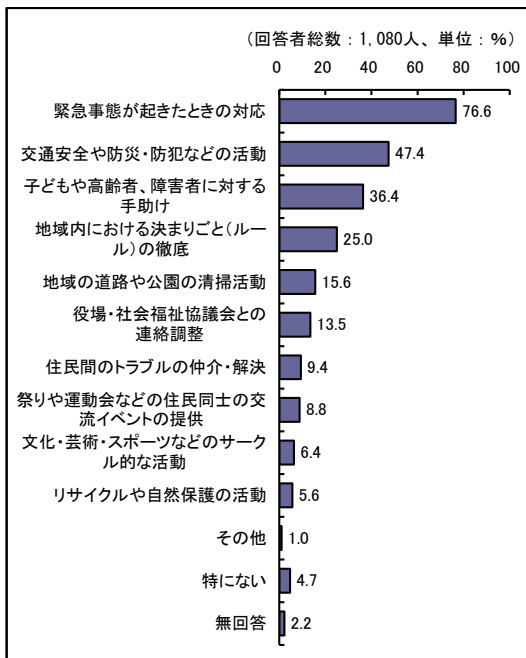
(7) 冠婚葬祭の手伝い



(8) 災害時の手助け

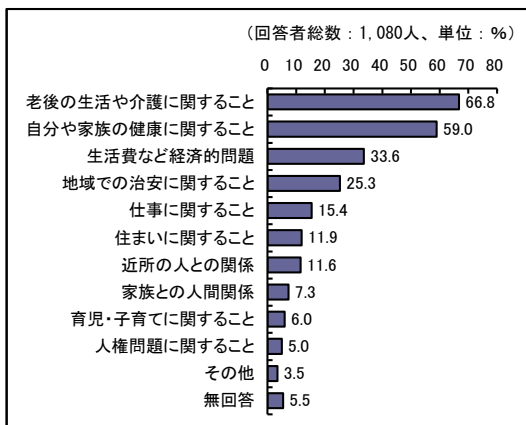


問11 あなたが住んでいる地区のなかで安心して暮らしていくには、地区にある組織や団体に対してどのような活動を期待しますか。(〇は3つまで)



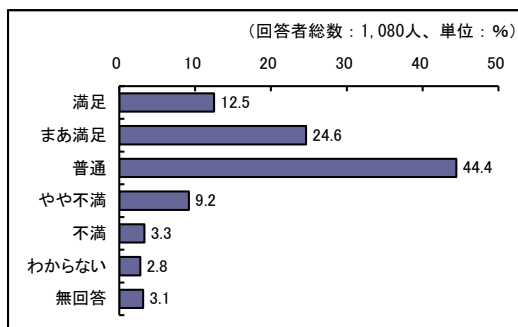
(3) 日常生活の課題について

問12 あなたは、日常生活のなかで日頃不安に思っていることはありますか。(あてはまるものすべてに〇)

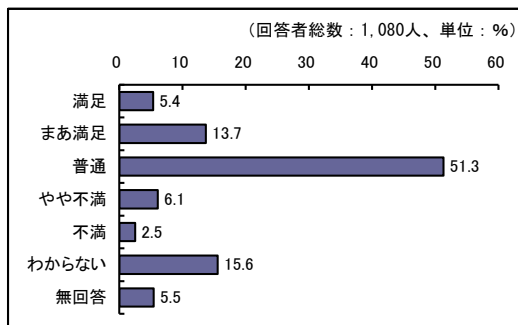


問13 あなたが住んでいる地区の暮らしやすさはいかがですか。(あてはまるものすべてに〇)

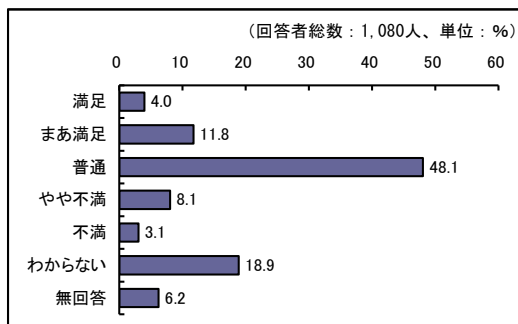
(1) 近隣の生活マナー



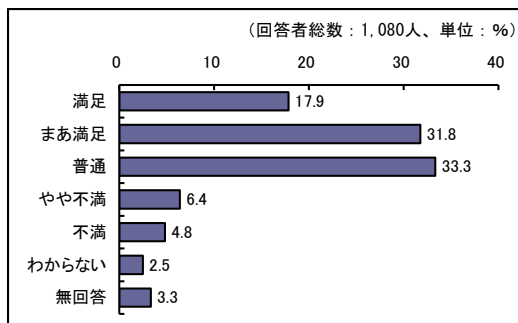
(2) 地域の防災体制



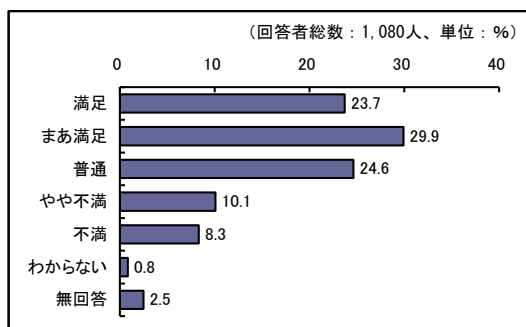
(3) 福祉・保健サービスや相談体制



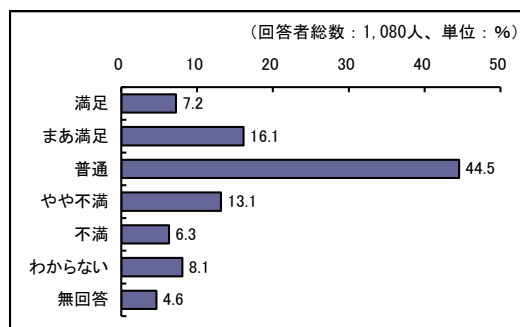
(4) 病院など医療関係施設



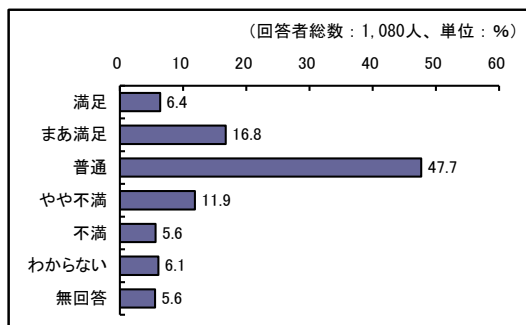
(5) 買い物などの便利さ



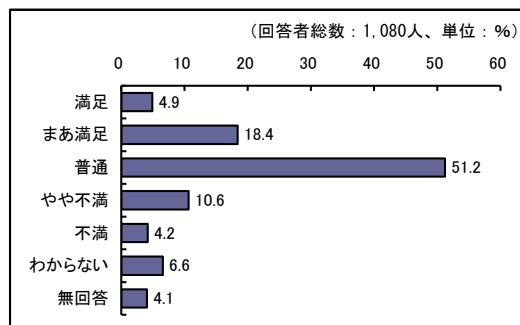
(9) 公園や緑地などの自然環境



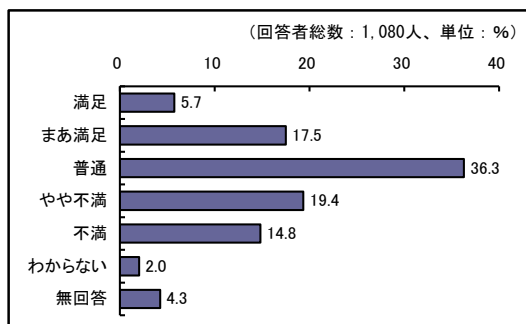
(6) 公的な手続きの便利さ



(10) 地域の雰囲気やイメージ

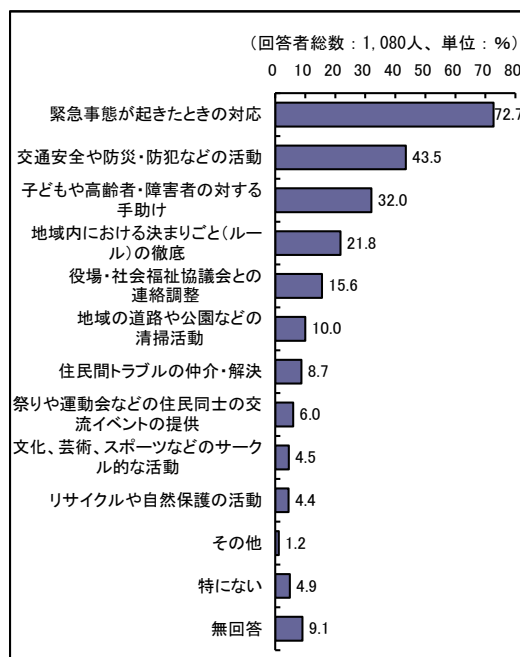
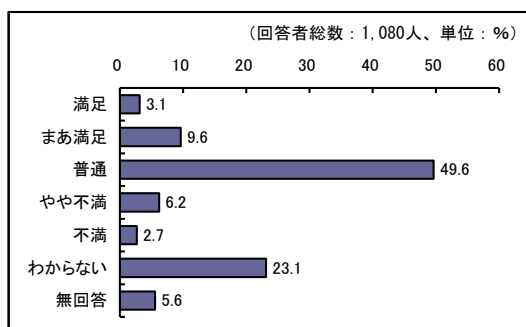


(7) 道路や交通機関等の使いやすさ



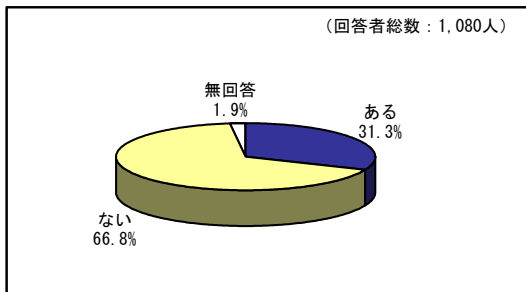
問14 あなたが住んでいる地区のなかで安心して暮らしていくには、地区にある組織や団体に対してどのような活動を期待していますか。(〇は3つまで)

(8) 公民館活動などの文化教養活動

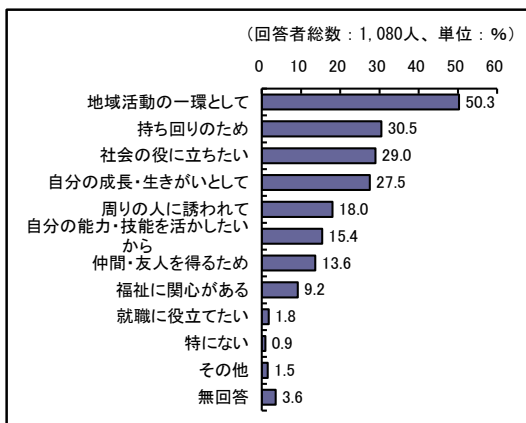


(4) 地域活動・ボランティア活動について

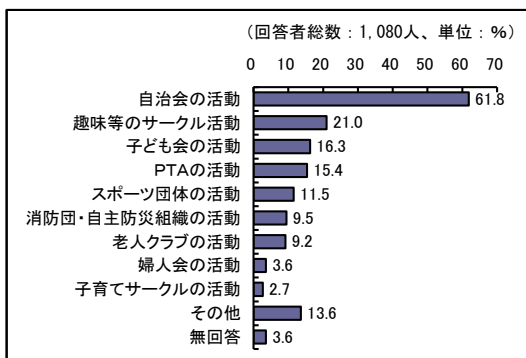
問 15 あなたは、過去5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがありますか。(1つに○)



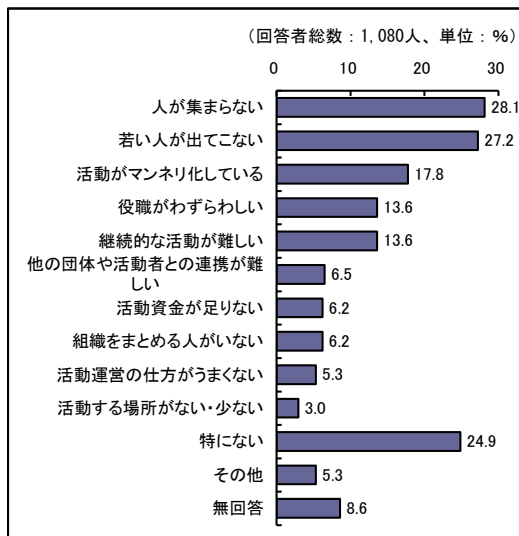
問 15-1 問 15 で「1、ある」を選ばれた方におたずねします。地域・ボランティア活動をした(している)動機はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



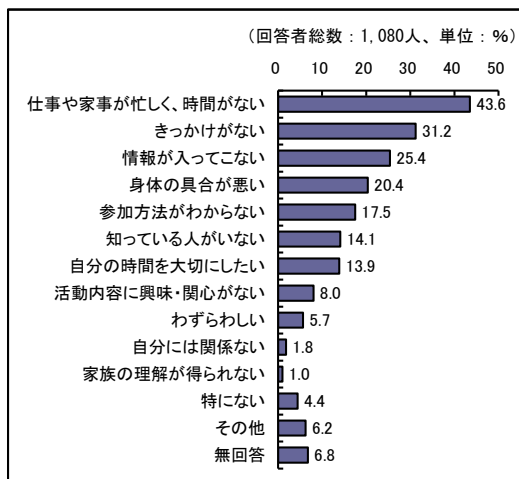
問 15-2 問 15 で「1、ある」を選ばれた方におたずねします。主にどのような活動をされました(しています)か。(あてはまるものすべてに○)



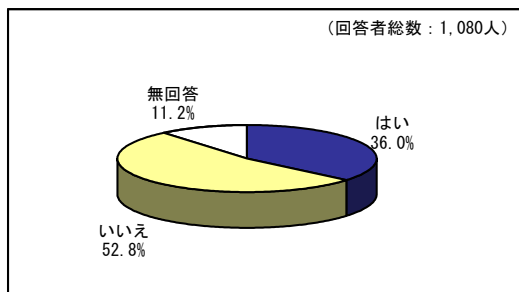
問 15-3 問 15 で「1、ある」を選ばれた方におたずねします。活動の中で困ったこと、苦労したことはありますか。(あてはまるものすべてに○)



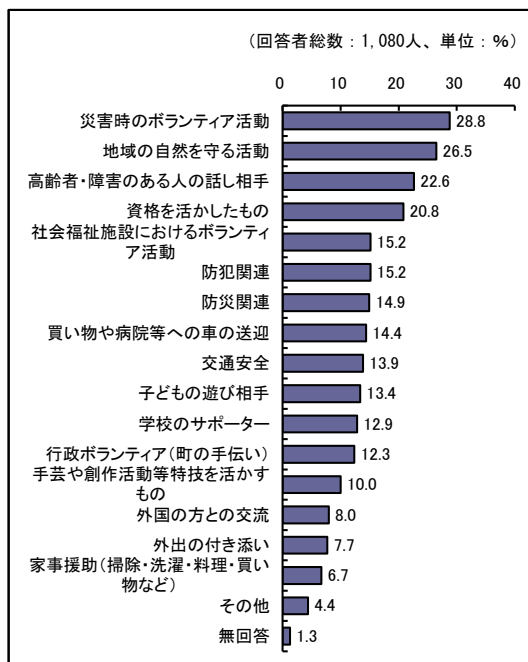
問 15-4 問 15 で「2、ない」を選ばれた方におたずねします。活動したことがない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



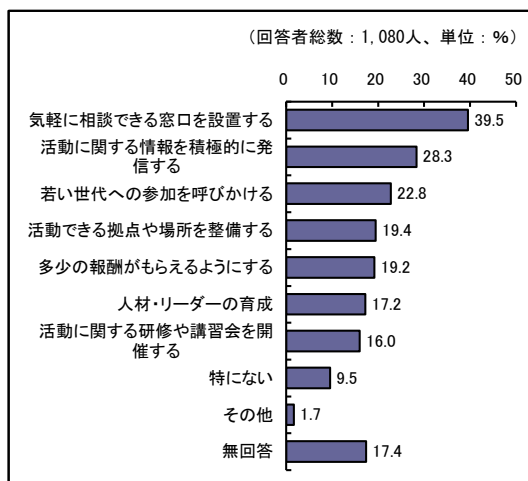
問 16 今後、あなたはボランティア活動をしたい(続けたい)と思いますか。(1つに○)



問 16-1 問 16で「1、はい」を選ばれた方におたずねします。今後、ボランティア活動を行うとしたら、どんな内容の活動をしたいですか。（あてはまるものすべてに○）



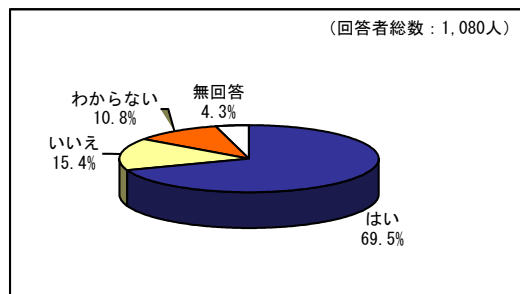
問 17 今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げるために、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）



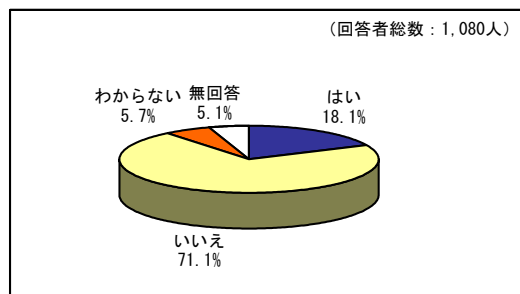
(5) 災害・防災について

問 18 防災に関連する項目について、あてはまるものをお答えください。（各項目の番号に1つだけ○）

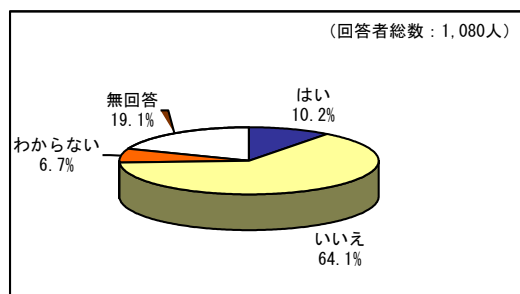
①身近な避難場所と行き方を知っていますか。



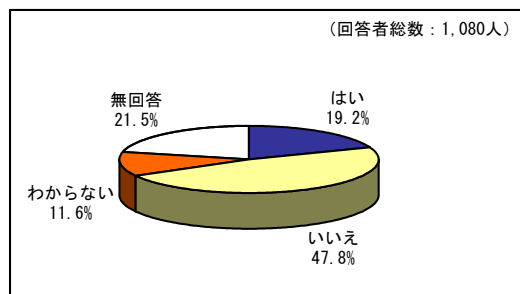
②地域の防災訓練に参加していますか。



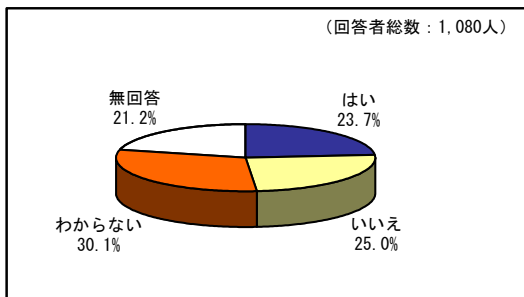
③地域の自主防災組織に参加していますか。



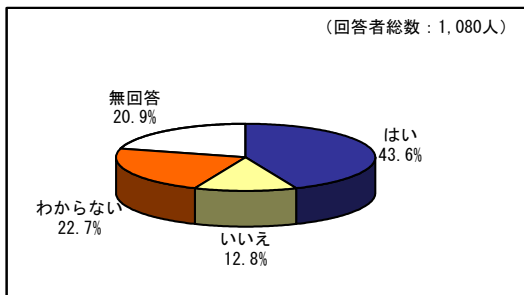
④災害時に避難の手助けが必要ですか。



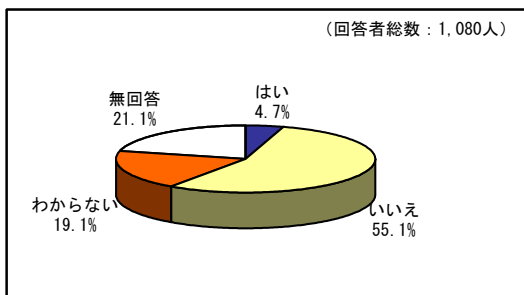
⑤災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいますか。



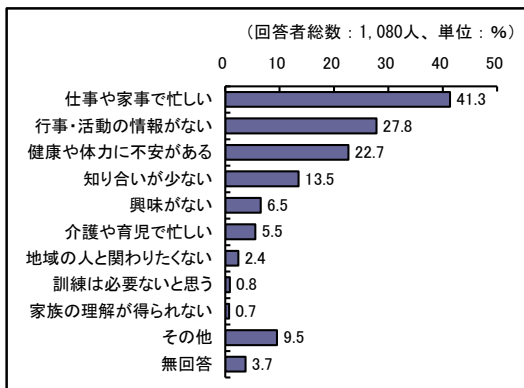
⑥災害時に避難の手助けが必要な近所に人に、手助けをすることができますか。



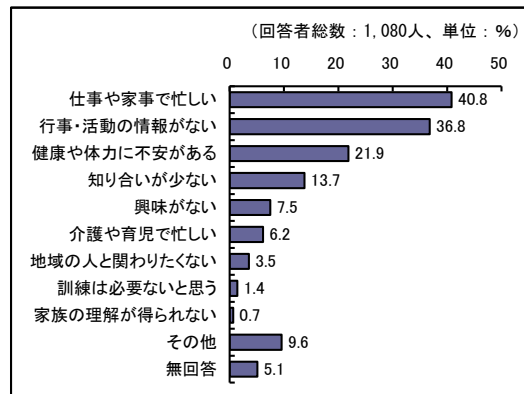
⑦避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）をご存知ですか。



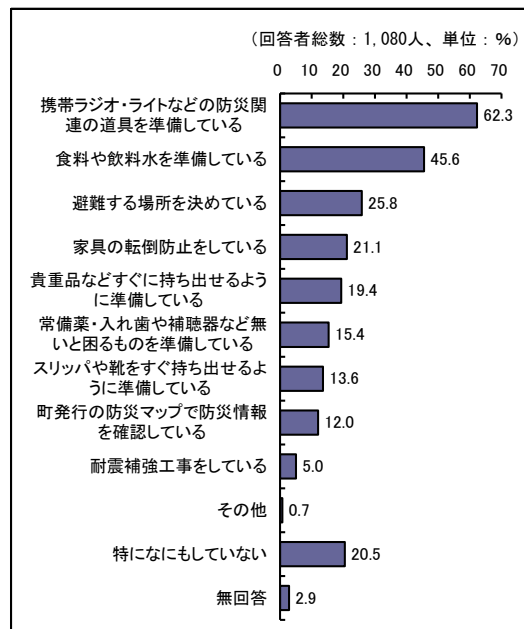
問 18-1 （問 18 の②で「いいえ」又は「わからない」と答えた方のみ）あなたが地域の防災訓練に参加していない理由はどれですか。（あてはまるものすべてに○）



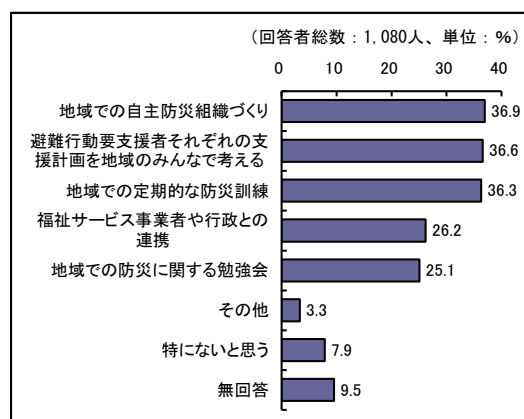
問 18-2 （問 18 の③で「いいえ」又は「わからない」と答えた方のみ）あなたが地域の自主防災組織に参加していない理由はどれですか。（あてはまるものすべてに○）



問 19 災害時の備えとして、普段どのようなことをしていますか。（あてはまるものすべてに○）

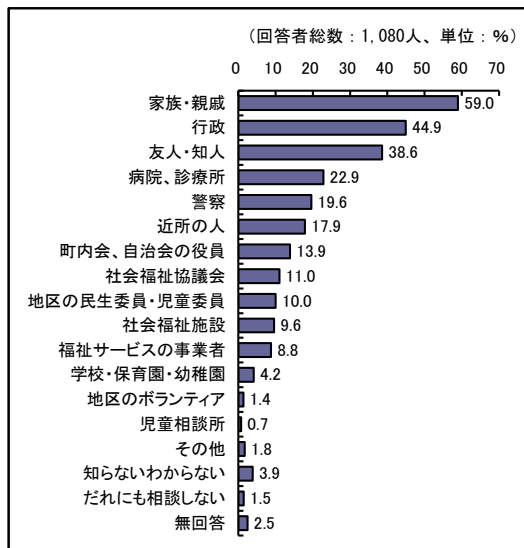


問 20 地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

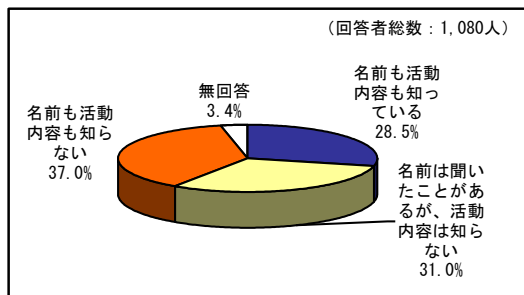


(6) 地域福祉について

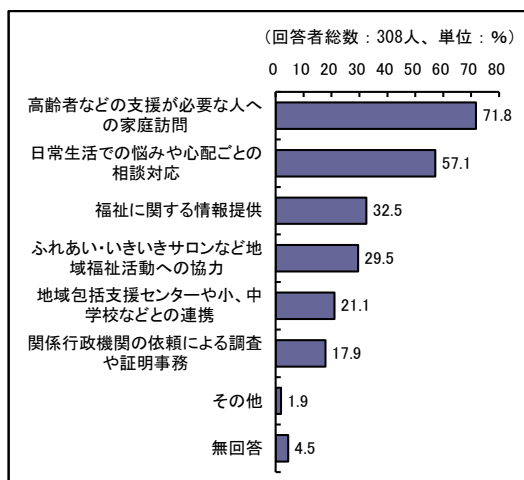
問21 日常生活で困ったことがあった場合、どこに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



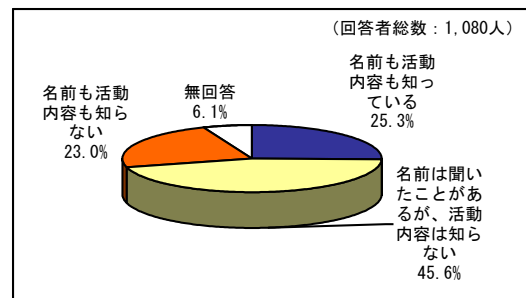
問22 あなたのお住まいの地区を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。(1つに○)



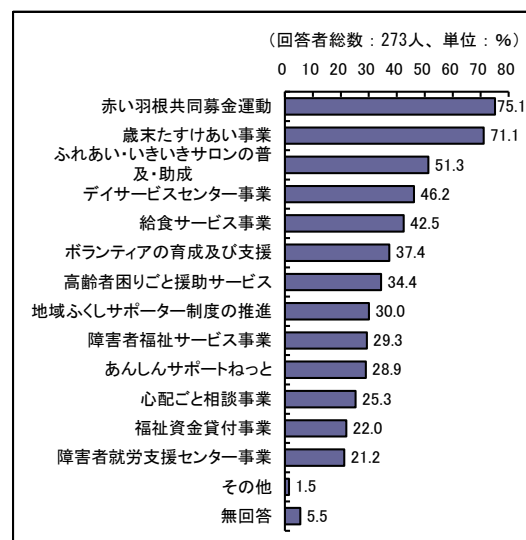
問22-1 問22で「1 名前も活動内容も知っている」を選ばれた方におたずねします。あなたの知っている民生委員・児童委員の活動は次のどれですか。



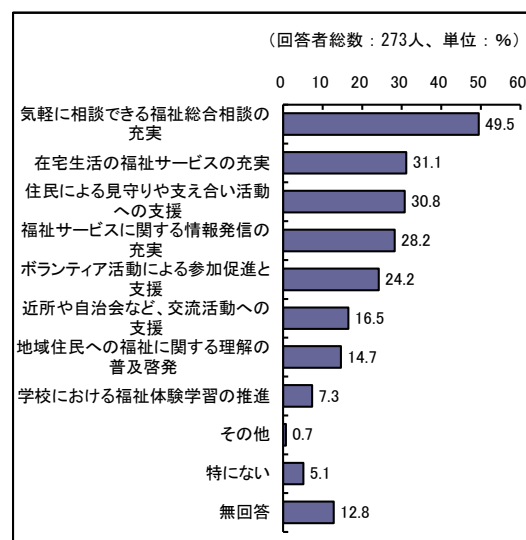
問23 あなたは、地域福祉の推進を図るための活動を行っている社会福祉協議会という組織を知っていますか。



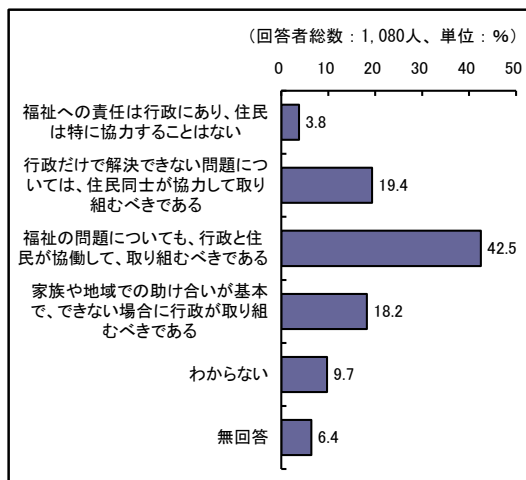
問23-1 問23で「1 名前も活動内容も知っている」を選ばれた方におたずねします。あなたの知っている社会福祉協議会の活動は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)



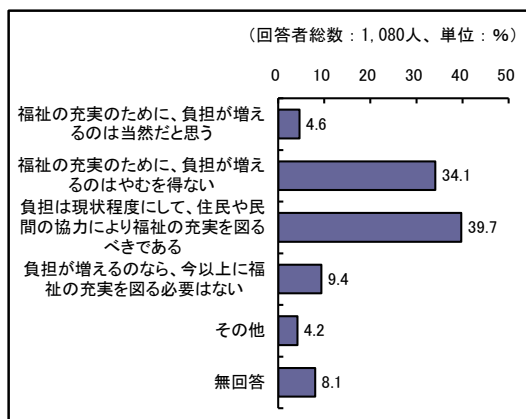
問23-2 問23で「1 名前も活動内容も知っている」を選ばれた方におたずねします。社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実して欲しいものはどれですか。(○は3つまで)



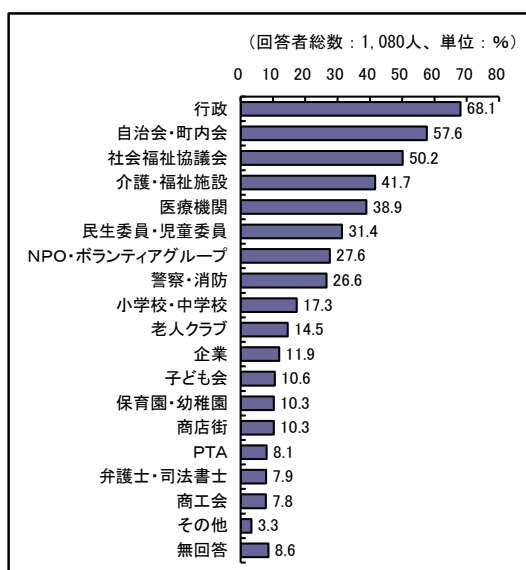
問24 福祉の町づくりに向けた、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(1つに○)



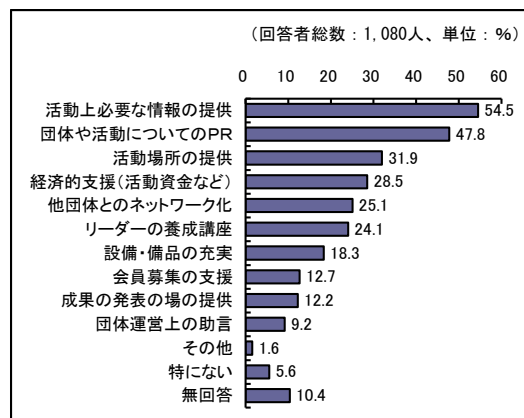
問25 「福祉」を充実させることと、その財源となる税金などの負担について、あなたのお考えに最も近いものは次のどの意見ですか。(1つに○)



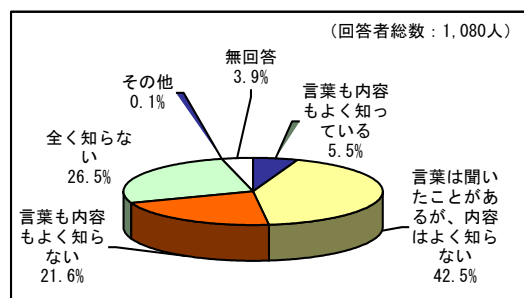
問26 地域福祉活動を促進するため、どのような機関とネットワーク形成が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



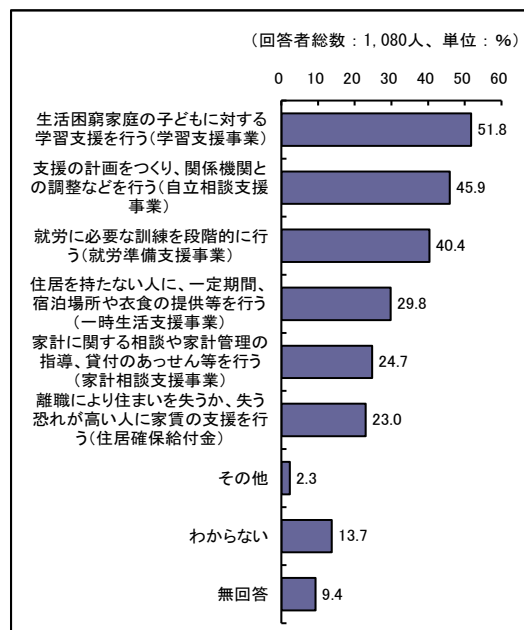
問27 これから地域福祉を担う主体として、自治会、町内会、NPOや企業などがありますが、それら団体・組織が活動をしていくうえで、町・社会福祉協議会はどのように支援していけばいいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



問28 あなたは、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」をご存知ですか。(1つに○)



問29 生活困窮者に対する支援として、生活困窮者自立支援法における事業は1～6がありますが、どのような取り組みが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



資料3 策定体制

第4期毛呂山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4期毛呂山町地域福祉計画策定委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の見直しを行うため、第4期毛呂山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域福祉計画に関する調査及び研究を行い、地域福祉計画案を作成し、町長に提言すること。この場合において、毛呂山町社会福祉協議会が策定する「第4期毛呂山町地域福祉活動計画」との連携を十分に図るものとする。

(2) その他委員会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

(1) 社会福祉を目的とする事業に携わる者

(2) 社会福祉に関する活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第8条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を町長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、地域福祉計画策定の日をもって、その効力を失う。

社会福祉法人 毛呂山町社会福祉協議会

第4期毛呂山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 毛呂山町における地域福祉推進のため、住民の立場にたつて、福祉サービスのあり方や民間福祉活動のあり方を検討するため、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画に関する調査及び研究を行い、地域福祉活動計画案を作成し、会長に提言するものとする。

2 提言にあたっては、毛呂山町が策定する「第4期毛呂山町地域福祉計画」との連携を十分に図るものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内で組織する。

2 委員は、毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員で構成し、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会（以下「毛呂山町社協」という。）会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉活動計画策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

(結果の報告)

第7条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を毛呂山町社協会長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、毛呂山町社協事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月29日から施行し、平成29年5月1日から適用する。
- 2 この要綱は、地域福祉活動計画策定の日をもって、その効力を失う。

第4期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

敬称略

区 分	推薦等の機関・団体名	職 名	氏 名	備考
社会福祉を目的にする事業に携わる者（1名）	社会福祉法人 埼玉医療福祉会 くらしワンストップ MORO HAPPINESS 館	事務長	こばやし あきひろ 小林 明弘	委員長
社会福祉に関する活動を行う者（9名）	毛呂山町民生委員・児童委員協議会	会長	おかの くにあき 岡野 國明	
	毛呂山町赤十字奉仕団	委員長	こが としこ 古賀 敏子	
	毛呂山町連合寿会	会長	おくずみ ひでお 奥隅 英夫	
	毛呂山町子ども会育成会連絡協議会	会長	しもざき のりひろ 霜崎 徳裕	
	毛呂山町身体障害者福祉会	会長	すずき みわ 鈴木 美和	
	防犯ボランティアゆず	会長	よこざわ まこと 横澤 誠	
	毛呂山町区長会	会長	たかはし へいご 高橋 丙午	副委員長
	第二団地地域ふくしサポーター	代表	こやた みやこ 古谷田 都	
	友愛毛呂山（有償ボランティア）	代表	こじま しづこ 小島 志津子	
学識経験者（1名）	毛呂山町教育委員会	教育長職務代理者	むらもと ひろし 村本 洋	
その他町長が必要と認める者（2名）	子ども課	課長	いしだ まりこ 石田 麻里子	
	高齢者支援課	課長	こむろ えいじ 小室 永治	

計13名

※ 委嘱期間は、平成29年5月1日から計画策定の日まで

毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進するため、毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進行管理と評価に関すること。
- (2) 計画実践の支援に関すること。
- (3) その他計画推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員13人以内で組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉を目的にする事業に携わる者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長の指名する者とする。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の会議は、町長が招集する。

2 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、毛呂山町福祉課及び社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、毛呂山町福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料 4 策定経過

日 時	内 容
平成 29 (2017) 年 4 月 14 日～28 日	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査の実施
5 月 16 日	・作業部会 (計画方針)
6 月 1 日	・作業部会 (第 1 回策定委員会実施に向けた打合せ) ・アンケート調査状況確認
6 月 14 日	第 1 回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・委嘱状の交付 ・正副委員長の選出 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針 ・アンケート調査経過報告
6 月 30 日	・作業部会 (計画概要及び計画骨子について打合せ)
8 月 8 日	・作業部会 (地域福祉活動計画実施状況ヒアリング)
9 月 8 日	・作業部会 (具体的事業の取組目標設定) ・アンケート調査
9 月 29 日	・作業部会 (庁舎内関係課意見聴取依頼)
10 月 11 日	・作業部会 (庁舎内関係課内容確認 計画素案作成)
10 月 16 日	・作業部会 (第 2 回策定委員会実施に向けた打合せ)
10 月 27 日	第 2 回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・素案の概要説明及び検討
11 月 17 日	・作業部会 計画素案見直し
11 月 20 日	・作業部会 (福祉関係部局との協議：高齢者支援課 福祉課障害担当)
12 月 4 日	・作業部会 (計画素案見直し パブリックコメントスケジュール確認)
12 月 11 日	・作業部会 (計画素案見直し・第 3 回策定委員会実施に向けた打合せ)
12 月 26 日	第 3 回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・素案検討後の修正および資料編の追加
平成 30 (2018) 年 1 月 11 日	・パブリックコメント募集 (ホームページ 広報掲載 窓口)
2 月 8 日	・作業部会 (パブリックコメントへの対応)
3 月 15 日	第 4 回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・計画最終案の確認

資料5 用語解説

ア行

●アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。また、公的機関等が受け身になるのではなく、地域に出向き、講座や住民座談会等を開催し、地域の課題やニーズの発見に積極的に取り組むこと。

●インフォーマルサービス

行政や事業所等が行う公的なサービス以外の個人をとりまく家族、親戚、友人、近隣住民、個人的ボランティアなどによる支援のことをいう。支援を必要とする人のそれまで築いてきた人間関係に基づく情緒的・精神的な支援から、助言や情報提供、介護や家事援助までの具体的支援までを含む。

●NPO（エヌ・ピー・オー）

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化等の公益活動や住民活動を行う組織や団体をいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

カ行

●介護保険（介護保険制度）

高齢者の寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）、常に介護が必要ではないが家事や身支度等の日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、収入に応じて1割もしくは2割の自己負担で介護サービスが受けられる社会保険方式の制度。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度において、要介護・要支援と認定された人に必要な介護サービスが提供されるよう介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づくサービス提供事業者との連絡調整及びサービス提供の管理等を行う専門員をいう。

●権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行う。

●合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す指標。この指標によって、異なる時代や集団間において、出生による人口の自然増減を比較・評価することが可能となる。

●高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合をいう。65歳以上（高齢者人口）に対し、15歳以上から65歳未満を生産年齢人口、15歳未満の人口を年少人口という。

●高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18（2006）年4月1日施行）の略称。国と地方公共団体、国民の責務、被虐待高齢者の保護措置、養護者への相談・指導・助言などの支援措置を定め、施策の促進と権利擁護を目的としている。

●コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。基本的には地域社会ないし共同社会の2つの概念を有するもの。

サ行

●災害ボランティアセンター

災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のことで、主に社会福祉協議会が立ち上げ・運営を担う。

●作業療養士

「作業療法」とは、人々が日々の生活の営みに参加できるようにするため、作業を通して健康と幸福な生活の推進にかかわる職業のこと。作業療法士は、医師の指示の下に「作業療法」を行うことを業とする国家資格。

●資源の造成

生活する上で起こる様々な問題の解決を担う福祉制度や施設を整備すること。ここでいう「資源」とは「社会資源」のことを指しており、「資源の造成」は、地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会：平成15（2003）年11月）で用いられた表現です。

●自主防災組織

主に町内会、自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

●児童虐待防止法

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12（2000）年 11 月施行）の略称。児童虐待について 18 歳未満の子どもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類と定義し、禁止した。以降、平成 16（2004）年の法改正で、虐待の確証がなくても疑われる場合には児童相談所などへ通報することが義務づけられ、さらに平成 20（2008）年の改正では、児童相談所の権限が強化され、立ち入り調査に親の同意が得られない場合、裁判所の許可を得れば、強制的に立ち入りできるようになった。

●児童相談所

児童福祉法第 12 条に基づき、日本の各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。すべての都道府県及び政令指定都市に最低 1 以上の児童相談所が設置されており、都道府県によってはその規模や地理的状况に応じて複数の児童相談所およびその支所を設置している。本町は川越児童相談所の管轄区域となっている。

●児童虐待

保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指す。法律では身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの 4 種類に分類されている。

●市民後見人制度

意思能力にある継続的な衰えが認められる場合に、その衰えを補い、その者を法律的に支援する（成年後見）ための制度である成年後見制度において、成年後見人の候補者として専門家ではなく、ボランティアで後見業務を行う制度のこと。

●社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称していいます。

●社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

●社会福祉士

「社会福祉士」の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供するとともに、医師や福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う国家資格。

●社会福祉法

それまでの社会福祉事業法から、社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12（2000）年、社会福祉法として施行された法律。福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための規定等がある。

●障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24（2012）年10月1日施行）の略称。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。

●スキルアップ

技術力を高めること。福祉的な活動においてはコミュニケーション力・柔軟性・冷静な判断力・調整力・創造力・共感力（思いやりをもって相談にのる）などさまざまな技術が求められる。

●生活課題

生活を営むうえで支障となっている状態と、その状態を解決する目標・結果のこと。

●生活困窮

収入や資産が少なく、生活に困っている状態のこと。生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」（第二条）と定めている。

●生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立促進を目的に自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保、給付金の支給等、生活困窮者に対する支援を行い生活の向上を図る制度。平成27（2015）年4月に施行された生活困窮者自立支援法が根拠法となっている。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。また、福祉活動の担い手養成や社会資源の発掘を担う。

●生活支援体制整備事業

地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする事業のこと。具体的には生活支援コーディネーターを配置するとともに、協議体の設置を行う。

●成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するため、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為の補助を行う者を選任する制度で、申し立ては、家庭裁判所へ行う。

●相談支援連絡会議

障害者の困りごとや生活のしづらさを、町の担当者や障害福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、学校関係者、医療関係者など必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズに沿った支援策を協議する会議体のこと。

●ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」のこと。

夕行

●団塊の世代

日本において、第二次世界大戦直後の1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）に生まれた人口規模の大きい世代のことで、第一次ベビーブーム世代とも呼ばれます。国は、団塊の世代が75歳に到達する2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

●地域ケア会議

「地域ケア会議」とは、多職種 of 専門職の協働の下で、(1)高齢者個人に対する支援の充実と、(2)それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。

●地域福祉活動計画

社会福祉協議会を中心として地域住民、福祉団体、事業者、ボランティア等によって策定する計画であり、地域における住民等の自主的、主体的な福祉活動について具体的に定めた計画。

●地域福祉計画

高齢者、児童、障害者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって地域福祉に取り組むための計画で、社会福祉法第107条に市町村地域福祉計画の策定が規定されている。

●地域ふくしサポーター制度

高齢者を中心とした日常的な見守り及び、地域課題・問題の早期発見、関係機関への連絡等を行う制度で、自治会単位で構成される地域住民主体の地域福祉活動。

●地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。本町でも、団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことを目指している。

●「地域包括ケアシステム」の深化

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを意味している。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと生活できるように福祉、介護、保健、その他様々な制度・資源を使い、総合的に支援していく機関。介護予防マネジメントや総合相談支援業務、権利擁護事業等を行っている。

●地域見守りネットワーク事業（毛呂山町地域見守りネットワーク事業）

要援護者等が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、在宅生活における不安の解消や生活課題を早期に発見していくことで、住み慣れた地域での安心した生活を確保するため、町、民生委員及び地域住民等が連携し、災害時や緊急時において支援を要する地域住民への見守り活動等を実施する事業。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っている。

ナ行

●認知症高齢者

従来「痴呆性高齢者」のことで、平成16（2004）年12月に厚生労働省により「痴呆」から「認知症」に改められる。

ハ行

●伴走型の支援

支援者が一対一の関係で支援を行うこと

●PDCAサイクル（ピー・ディー・シー・エー・サイクル）

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって施策・事業を点検・管理し、継続的に改善する手法のこと。

●避難行動要支援者名簿

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿のことで、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成を義務付けること等が規定された。

●フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のことで、具体的には、介護保険（介護予防）サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、非営利団体（NPO）などの制度に基づくサービスなどが挙げられる。

●福祉委員

毛呂山町社会福祉協議会会長が委嘱し、地域の見守りや地域福祉の課題の解決を図ることを目的とする役割を担う人のこと。

●福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が充分でない方々に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、成年後見制度と同様にその方の権利を擁護する事業。毛呂山町社会福祉協議会にて相談を受け付けている。

●福祉総合相談体制

高齢・障害・児童福祉、虐待、所得保障などの複合的な課題を抱えている事例に対応するため、一つの窓口において様々な相談を受け付け、必要に応じて関係機関の連携調整まで行う体制。

●福祉体験備品

点字器、高齢者疑似体験セット等の福祉体験学習に利用する備品。

●福祉ニーズ

私生活上に起こった問題の解決・軽減において支援を必要とするニーズ（社会的生活支援ニーズ）のうち、社会福祉の施策や援助によって解決・軽減することのできるニーズをいう。本計画では、広範囲な課題を生活課題とし、そのうち、社会福祉の施策や援助によって解決・軽減することのできるニーズを福祉ニーズとしている。

●ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動。社会福祉協議会で助成をし、自治会単位で開催している。

●法人後見事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

●訪問型サービスB

介護保険制度における要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）において提供される多様なサービスの一つであり、住民主体の自主活動として行われる生活援助等のサービスのこと。

●ボランティア

現代社会で起こっている様々な課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする人々を指す。

●ボランティアセンター

ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげる働きをするとともに、ボランティアをしたい人に幅広い理解を進めるための研修会や講習会を開催する機能を有する機関。本町では毛呂山町社会福祉協議会が運営している。

マ行

●ミニサロン

自宅に閉じこもりがちな高齢者等の地域交流や多世代による交流を進めるため、ボランティアの協力等により、小地域で開催する地域コミュニティの場のことをいう。

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱し、無報酬とされ、任期は3年。市町村区域内において担当区域又は事項を定め、（1）常に調査を行い、生活状態を把握していくこと、（2）援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、（3）社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、（4）福祉事業所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務とし、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務している。

●毛呂山町DV等対策庁内連携会議

DV被害者の保護及び自立を支援するほか、DV等の防止についての施策を庁内における横断的な取組により総合的に推進していくための会議。

ヤ行

●要保護児童対策地域協議会

児童虐待の予防、早期発見および児童とその家族への支援を、関係機関の連携に基づいて援助するシステム。本町では児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図り、町内の児童全てが健やかに成長することを願い、児童や家庭にとって身近な存在である、保育園、幼稚園、学校、保健、医療、教育、福祉関係機関、団体等の参加による「毛呂山町要保護児童対策地域協議会」として児童虐待防止に努めている。

ラ行

●理学療養士

「理学療法」とは病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法のこと。理学療法士は、医師の指示の下に「理学療法」を行うことを業とする国家資格。

●リハビリテーション

病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支障が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数の専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体をいう。また、国連の障害者に関する世界行動計画（1982年）では、「身体的、精神的、社会的に最も適した生活水準の達成を可能とすることによって、各人が自らの人生を変革していくことを目指し、且つ時間を限定した過程」と定義されている。

ワ行

●ワークショップ

参加者が主体的に話を進めていくなかで、相互に意見を取り入れながら問題意識を高めあい、問題の明確化、解決策の提示等を具体化しようとする手法のこと。

●ワンストップ

「1か所または1回で」という意味を持つ。窓口で関連する手続きや各種サービスを同時に完了できるようにすることをいう。



毛呂山町マスコットキャラクター
もろ丸くん

第4期
毛呂山町地域福祉計画
毛呂山町地域福祉活動計画

平成30(2018)年3月

発行 毛呂山町・社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会
編集 毛呂山町福祉課・社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会

■毛呂山町(担当:福祉課地域福祉係)

〒350-0493 毛呂山町中央2丁目1番地

TEL 049-295-2112 内線111・112

FAX 049-295-2126(福祉課専用)

町ホームページ <http://www.town.moroyama.saitama.jp>

福祉課メールアドレス fukusi@town.moroyama.lg.jp

■社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会

〒350-0465 毛呂山町岩井西5丁目16番地1 福祉会館内

TEL 049-295-3111

FAX 049-295-7258

社会福祉協議会ホームページ <http://www.moroyama-shakyo.or.jp/>

社会福祉協議会メールアドレス info@moroyama-shakyo.or.jp(代表)